

ダムコンクリート標準示方書解説

目 次

	頁
1 章 適用の範囲 および 定義	273
1 条 適用の範囲	273
2 条 定 義	273
2 章 コンクリートの品質	276
3 条 総 則	276
4 条 強 度	276
5 条 単位体積重量	277
3 章 材 料	277
6 条 総 則	277
1 節 セメント	277
2 節 水	278
3 節 細骨材	278
4 節 粗骨材	281
5 節 混和材料	283
6 節 材料の貯蔵	284
7 条 セメントの貯蔵	284
8 条 骨材の貯蔵	285

24条 AF剤の貯蔵	287
25条 ポゾランの貯蔵	287
4章 配 合	288
26条 総 則	288
27条 単位水量	288
28条 単位セメント量	288
29条 コンシステンシー	290
30条 絶対細骨材率	290
31条 AEコンクリートの空気量	291
32条 配合の表わし方	292
5章 材料の計量	292
33条 材料の計量	292
6章 練り混ぜ	294
34条 総 則	294
35条 ミキサ	294
36条 練り混ぜ	294
7章 コンクリート打ち	296
1節 準備作業	296
37条 運搬装置の清掃	296
38条 打込み箇所の準備	296
2節 コンクリートの運搬 および 打込み	296
39条 総 則	296
40条 パケット	297
41条 シュート	298
42条 コンクリートの打込み開始	298
43条 コンクリートの打込み	299
44条 1リフトの高さ および 打上がり速度	300
3節 締 固 め	301
45条 総 則	301
46条 振動締固め	302
8章 繙 目	303
47条 総 則	303
48条 水平打継目	304
49条 鉛直打継目	305
50条 横収縮継目 および 縦収縮継目	306
9章 養 生	306

51条 養 生	306
10章 型わく	307
52条 総 則	307
53条 せき板	307
54条 型わく および 支保工	307
55条 組立て	308
56条 塗 布	308
57条 型わくの取りはずし	308
58条 型わく取りはずし後の処理	309
11章 表面仕上げ	309
59条 表面仕上げ	309
12章 寒中コンクリート	310
60条 総 則	310
61条 材 料	311
62条 練り混ぜ および コンクリート打ち	311
63条 養 生	312
64条 型わくの取りはずし および おおいの除去	313
65条 凍害をうけたコンクリート	313
13章 暑中コンクリート	313
66条 総 則	313
67条 材 料	314
68条 コンクリート打ち	314
14章 コンクリートの冷却	315
69条 総 則	315
70条 プレクーリング	315
71条 パイプクーリング	316
15章 繙目グラウチング	317
72条 総 則	317
73条 準備 および 実施	318
16章 プラグのコンクリート	319
74条 総 則	319
75条 コンクリートの打込み	320
76条 グラウチング	321
17章 品質管理	321
77条 総 則	321
78条 材料の管理	322

79条 機器の管理	323
80条 コンクリートの現場試験	323
81条 圧縮強度の許容限界	323
82条 報 告	324
18章 工事記録	325
83条 工事記録	325

1章 適用の範囲 および 定義

1条 適用の範囲

この示方書は、ダムのマスコンクリートの施工についての一般の標準を示すものである。

【解説】 この示方書は、高さ 80m 程度までのダムのマスコンクリートの施工についての一般の標準を示したものである。

それで、この示方書はダムの規模、重要性、応力状態、等によっては十分でなく、さらに厳重な規定を必要とする場合もあるし、逆にもっと緩和してよい場合もあるので、個々のダムの特性に応じた示方書を作らなければならない。その場合には、この標準示方書の趣旨を十分理解した上で各条項の軽重を判断し、所要の品質のコンクリートが最も経済的にえられるようにしなければならない。

2条 定 義

この示方書の用語を つぎのように定義する。

ダム——貯水、取水、水位上昇 または 土砂止め、等の目的で河川、谷、等を締め切るコンクリート工作物をいう。この示方書ではこれをダムという。

責任技術者——工事を監督する主任技術者をいう。

セメント——JIS (日本工業規格) R 5210 ポルトランドセメント (土木学会規準1章), JIS R 5211 高炉セメント (土木学会規準2章), JIS R 5212 シリカセメント (土木学会規準3章) をいう。

骨材——モルタル または コンクリートを つくるために、セメント および 水と練り混ぜる砂、碎砂、砂利、碎石、その他これに類似の材料をいう。

ふるい——土木学会規準17章に規定する網ふるいをいう。

細骨材——10 mm ふるいを全部通り、5 mm ふるいを重量で、85% 以上通る骨材をいう。

粗骨材——5 mm ふるいに重量で、85% 以上とどまる骨材をいう。

混和材料——セメント、水、骨材以外の材料で、練り混ぜのさいに必要に応じてコンクリートの成分として加える材料をいう。

ポゾラン——混和材料の一種で、それ自体には水硬性はないが、コンクリート中の水に溶けている水酸化カルシウムと常温で徐々に化合して、不溶性の化合物をつくるようなシリカ質物質を含んだ微粉状態の材料をいう。

A E 剤——混和材料の一種で、微小な独立した空気のあわをコンクリート中に一様に分布させるために用いる材料をいう。

エントレインド エア——AE 剤によってコンクリート中にできた空気をいう。

エントラップト エア——コンクリート中に含まれる、エントレインド エア以外の空気をいう。

骨材の粒度——骨材の大小粒が混合している程度をいう。

骨材の粗粒率——80, 40, 20, 10, 5, 2.5, 1.2, 0.6, 0.3, 0.15 mm のふるいの1組を用いて、ふるい分け試験を行った場合、各ふるいを通らない全部の試料の重量百分率の和を100で割った値をいう。

粗骨材の最大寸法——重量で少なくとも90%が通るふるいのうち、最小寸法のふるい目の開きで示される粗骨材の寸法をいう。

骨材の表面水——骨材粒の表面についている水をいい、骨材に含まれる水から、骨材粒の内部に吸収されている水を差し引いた水をいう。

骨材の表面乾燥飽和状態——骨材の表面水がなく、骨材粒の内部の空げきが水で満たされている状態をいう。

骨材の比重——表面乾燥飽和状態の骨材粒の比重をいう。

セメントペースト——セメントおよび水を練り混ぜてできたものをいう。

モルタル——セメント、細骨材および水を練り混ぜてできたものをいう。混和材料を加えたものもモルタルという。

コンクリート——セメント、細骨材、粗骨材および水を練り混ぜてできたものをいう。混和材料を加えたものもコンクリートという。

AEコンクリート——エントレインド エアを含んでいるコンクリートをいう。

水セメント比——練りたてのコンクリートまたはモルタルにおいて、骨材が表面乾燥飽和状態であるとしたときのセメントペースト中における水とセメントとの重量比をいう。

配合——コンクリートまたはモルタルにおいて、これらをつくるときの各材料の割合をいう。

示方配合——示方書または責任技術者によって指示される配合で、骨材は表面乾燥飽和状態であり、細骨材は5mmふるいを通るもの、粗骨材は5mmふるいにとどまるもの、用いた場合の配合をいう。

現場配合——示方配合のコンクリートとなるように、現場における材料の状態および計量方法に応じて定めた配合をいう。

単位量——コンクリート1m³をつくるときに用いる材料の量をいう。

単位セメント量——セメントの単位量をいう。

単位水量——水の単位量をいう。

単位骨材量——骨材の単位量をいう。

単位細骨材量——細骨材の単位量をいう。

単位粗骨材量——粗骨材の単位量をいう。

単位AE剤量——AE剤の単位量をいう。

単位ポ'ラン量——ポ'ランの単位量をいう。

絶対細骨材率——骨材のうち5mmふるいを通る部分を細骨材、5mmふるいにとどまる部分を粗骨材として算出した、細骨材量と骨材全量との絶対容積比を百分率で表したものという。

ブリージング——まだ固まらないコンクリートまたはモルタルにおいて、水が上昇する現象をいう。

レイタンス——ブリージングにともない、コンクリートまたはモルタルの表面に浮び出て沈んでした物質をいう。

コンシスティンシー——主として水量の多少によるやわらかさの程度で示される、まだ固まらないコンクリートの性質をいう。

ウォーカビリチー——コンシスティンシーによる打込みやすさの程度、および材料の分離に抵抗する程度を示す、まだ固まらないコンクリートの性質をいう。

プラスチシティー——容易に型に詰めることができ、型を取り去るとゆっくり形を変えるが、くずれたり、材料が分離したりすることのないような、まだ固まらないコンクリートの性質をいう。

バッヂミキサ——練りずつ、コンクリート材料を練り混ぜるミキサをいう。

収縮縫目——コンクリートの収縮によってひびわれのでのるのを防ぐために設ける縫目をいう。

横収縮縫目——ダム軸に直角に設ける収縮縫目をいう。

縦収縮縫目——ダム軸に平行に設ける収縮縫目をいう。

プレクーリング——コンクリートの練り上がり温度を低くするために、コンクリートの材料を冷やすことをいう。

パイプクーリング——コンクリートに埋め込んだパイプに冷たい水を通して、コンクリートを冷やすことをいう。

グラウチング——グラウチングを注入する作業をいう。

プレパックドコンクリート——所要の品質のコンクリートがえられるように、まず、特定の粒度をもつ粗骨材をつめ、その空げきに特殊なモルタルを注入してえられたものをいう。

【解説】無筋コンクリート標準示方書(以下無筋と省略する)2条解説参照。

2章 コンクリートの品質

3条 総則

コンクリートは耐久性および水密性が大きく、所要の強度および単位体積重量をもち、品質のばらつきの少ないものでなければならない。

【解説】 ダムに用いるコンクリートは耐久性および水密性が大きく、所要の強度および単位体積重量をもち、品質のばらつきの少ない、また熱応力によるひびわれ発生のおそれの少ないものであることが必要である。一般にダムの外部に用いられるコンクリートは特に水密性および気象作用にたいする耐久性を大きくする必要がある。

したがって、これらの性質をもつコンクリートをつくるためには適当な材料を用い、その材料の取扱いを適切にし、十分な練り混ぜ、所要の養生を行い、適当な継目を設けなければならないのである。

また、熱応力によるひびわれ発生のおそれのある場合には材料の冷却、あるいはコンクリートの冷却について考慮する必要がある。

なお、重力ダムではコンクリートの単位体積重量が大きな要素の一つであるから、つねに設計に用いられた単位体積重量に適合するコンクリートをつくることが必要なのである。

4条 強度

コンクリートの強度は材令91日における圧縮強度および引張強度を基準とする。ただし、必要に応じて材令28日における強度を基準としてもよい。

圧縮強度試験はJIS A 1108(土木学会規準34章)に、引張強度試験はJIS A 1113(土木学会規準38章)によるものとする。

【解説】 ダムのコンクリートに必要な強度としては、圧縮強度のほかに引張強度、せん断強度、等がある。ダムの設計に当り、場合によってはコンクリートの引張強度を考慮する場合もあり、また圧縮強度と引張強度とが判明すればせん断強度を推定することもできるので、試験方法も簡単な圧縮強度と引張強度を基準としたものである。

標準養生を行った材令91日の強度を基準としたのは、ダムのコンクリートは打込み後相当長い期間のうちに最大荷重をうけるのが普通であり、また水和熱発生の少ないセメントを用いたりポゾランを用いたり、することもあるので、早期の強度をもってコンクリートの強度を判定するのは実用上適当でないのでこのように定めたのである。

ダムの規模その他によっては、一般的な標準にしたがい材令28日におけるコンクリートの強度を基準にとってもよいのである。

5条 単位体積重量

- (1) コンクリートの単位体積重量は、 2.30 t/m^3 程度以上を標準とする。
- (2) コンクリートの単位体積重量は、実際に用いる材料および配合のコンクリートで試験をして定めなければならない。
その方法は責任技術者の指示によるものとする。

【解説】 (1), (2)についてダムコンクリートの単位体積重量は、設計上重要な要素であるから、つねに所要の単位体積重量をもつようにコンクリートをつくらなければならない。

コンクリートの単位体積重量は、骨材の比重および粒度、粗骨材の最大寸法、空気量、配合、等によってことなるものであるから実際に用いるコンクリートで試験をして定めなければならない。

重力ダムでは単位体積重量の大きなコンクリートをつくることが一般に有利である。

従来のわが国の実例では、普通の骨材を用いた場合のコンクリートの単位体積重量は、ほとんど 2.30 t/m^3 をこえているから、この程度以上の単位体積重量をもつことを標準としたのである。

3章 材料

6条 総則

材料はこれを用いるまえに、試験をしなければならない。

【解説】 ダムは、コンクリートの体積が大きく、その強度および安定が生命、財産におよぼす影響も非常に大きく、きわめて重要な構造物であるから、ダムに用いる材料は必ず試験をして使用の適否を定めることが重要なのである。

1節 セメント

7条 セメント

- (1) 普通ポルトランドセメント、中庸熱ポルトランドセメント、高炉セメントおよびシリカセメントは、それぞれJIS R 5210ポルトランドセメント(土木学会規準1章)、JIS R 5211高炉セメント(土木学会規準2章)、JIS R 5212シリカセメント(土木学会規準3章)に適合したもので、品質のばらつきの少ないものでなければならない。
- (2) この条(1)以外のセメントは試験をして、その適否を定めなければならない。

【解説】 (1)についてダムに用いるセメントは、その量が非常に多く、その品質が

コンクリートの強度、硬化熱、収縮、等に およぼす影響が すぐる大きいから、ダムのコンクリートに用いるセメントの選択に当っては十分に調査し、試験をして、規格に適合したセメントを用いなければならぬ。特に水和熱が高いセメントを用いると、硬化熱による体積変化のためにひびわれができるおそれが多いので、水和熱発生の少ないセメントを用いる必要がある。

ダム全体として品質のばらつきの少ないコンクリートをつくるためには、工事中に供給されるセメントの品質が、できるだけばらつきの少ないものでなければならぬのである。

(2)について (1)以外のセメントは、その品質を十分調査試験をした上で、ダムのコンクリートに用いて所要の品質のコンクリートがえられるときは、これを用いてもよいのである。

2 節 水

8 条 水

水は清澄で油、酸、塩類、有機物、等、コンクリートの品質に影響をおよぼす物質の有害量を含んでいてはならない。

【解説】無筋 8条 解説参照。

3 節 細骨材

9 条 総則

細骨材は、清浄、強硬、耐久的で、適当な粒度をもち、ごみ、どろ、有機物、等の有害量を含んでいてはならない。

【解説】細骨材の使用の適否は、一般に試験を行ってこれを判定する。細骨材の粒度については 10 条に、ごみ、どろ、等の有害物含有量の限度および有機物については 12 条に、また耐久性については 13 条に規定してある。

強硬の程度については、まだ適当な試験方法がないので、その細骨材を用いたコンクリートの強度、耐久性をもととして判断するのがよいのである。

砂も、一般に、この節の各条に適合しなければならないことは当然である。このほか、岩質あるいは破碎機の種類によってうすっぺらなもの、あるいは細長いものができる場合があるから、破碎機の選定に特に注意する必要がある。形の悪い細骨材を用いると特にコンクリートのウォーカビリティーを害し、その結果、絶対細骨材率の大きい配合を必要とし、セメント、水の単位量が増加するのである。

10 条 粒度

細骨材は、大小粒が適当に混合しているもので、その粒度は表 1 の範囲を標準とする。

表 1 細骨材の粒度の標準

ふるいの呼び寸法 (mm)	粒径別百分率
10~5	0~5
5~2.5	5~15
2.5~1.2	10~25
1.2~0.6	10~30
0.6~0.3	15~35
0.3~0.15	12~20
0.15 以下	3~10

ふるい分け試験は JIS A 1102 (土木学会規準 18 章) によるものとする。

【解説】細骨材の単価が同じであるとき、細粗粒が適当に混合していれば、粒の大きさがそろっているときよりも細骨材の空げきが小さいから単位セメント量が比較的少なくて、強度、耐久性、水密性、等、所要の品質をもつコンクリートを経済的につくることができるるのである。

したがって経済的見地から、なるべく細粗粒が適当に混合している細骨材をえらぶのがよいのである。しかし、実際現場付近でこのような細骨材のえられない場合も少なくない。この場合、他から細粗粒が適当に混合しているものを求めて用いるかどうかは、主として経済上から判断すべきことがらである。

表 1 に示した程度のものを用いると、実験上および経験上普通の場合、経済的に所要の目的を達するコンクリートができるのである。

この場合における細骨材の粒度は、計量プラントにおける粒度を示すものとする。

ダムコンクリートは一般に貧配合であって、普通の配合のコンクリートにくらべて比較的細粒に富んだ細骨材を用いるのがよいのである。とくに 0.15 mm ふるい通過量の微細粒は、ある程度まで、その量を増加させることによってコンクリートのブリーチングを減少せしめ、ウォーカビリティーをよくすることが明らかにされている。とくに碎石を使用する場合には、相当量の細粒をもつことは重要なことで、所要の品質のコンクリートをつくるためにも、また経済上からも有利なことである。非常に貧配合の場合に、0.15 mm 以下の細骨材の微粒を 10 数% 用いた例もあるのである。

また AE コンクリートにおいては、細骨材の粒度によって空気量が変化するものである。とくに粒径が 0.6~0.3 mm の細骨材は空気の発生に役立つものである。

11 条 粒度変化の許容範囲

細骨材の粗粒率が、コンクリートの配合を定めるときに用いた細骨材の粗粒率にくらべ、0.20 以上の変化を示したときは、配合を変えなければその細骨材を用いてはならない。

【解説】 細骨材の粒度がコンクリートの配合をきめるときに用いた細骨材の粒度となると、所定の配合のコンクリートのウォーカビリチーに大きい影響をおよぼして、工事に支障をきたすことがある。とくに AE コンクリートの空気量は、細骨材の粒度の変化によっていちじるしく影響される。たとえば 0.6~0.3 mm の大きさの粒の量が多くなると空気量は多くなる。したがって、示された範囲内の空気量のコンクリートをつくるためには、粒径別の細骨材の量が、示された範囲のものとなるよう細骨材の粒度を調整する必要がある。

細骨材の粒度の管理のためには、粗粒率を用いるのが実際上便利であるので、一般に粗粒率が用いられている。この条は、細骨材の粒度を管理するための粗粒率の変化にたいする許容範囲を定めたのである。細骨材の粗粒率が、コンクリートの配合を定めるときに仮定した粗粒率にくらべて 0.20 以上変化している場合には、その細骨材の粒度を調整するか、あるいは所要性質のコンクリートがえられるようにコンクリートの配合を変えなければならぬのである。

粗粒率が同一であっても、同じ粗粒率を示す粒度は無数にあるものであるから、粗粒率だけについて調整したのでは十分な安心がえられない場合もある。よって粗粒率の変化が、この条に示す許容範囲内にあっても粒径別の細骨材の量が、示された範囲をこえる場合には、その細骨材の粒度を調整するか、あるいはコンクリートの配合を変えるか、等の適当な手段をとらなければならないのである。

大工事においては、粗粒率の変化を検査するために、1 時間ごとに試料を連続して採取することがのぞましい。

12 条 有害物含有量の限度

(1) 有害物含有量の限度は表 2 の値とする。

表 2 に示していない種類の有害物については、責任技術者の指示をうけなければならぬ。

表 2 有害物含有量の限度（重量百分率）

種類	類	最大値
粘土塊		1.0
洗い試験で失われるもの		
コンクリートの表面がすりへり作用をうける場合		3.0*
その他の場合		5.0*
0.3 mm ふるいにとどまる材料で、比重 2.0 の液体に浮くもの		0.5

* 脱砂の場合で、洗い試験で失われるものが碎石粉であり、粘土、シェール、等を含まないときは、最大値をおのおの 5% および 7% にしてよい。

洗い試験は JIS A 1103 (土木学会規準 19 章) によるものとする。

(2) 有機物

(a) 天然砂に含まれる有機物は JIS A 1105 (土木学会規準 21 章) によって試験

ダムコンクリート

するものとする。この場合、砂の上部における溶液の色合いは、標準色よりもうすくなければならない。

(b) 砂の上部における溶液の色合いが、標準色よりこい場合でも、その砂でつくったモルタル供試体の圧縮強度が、その砂を水酸化ナトリウムの 3% 溶液で十分に洗い、さらに水で洗って用いたモルタル供試体の圧縮強度の 95% 以上であれば、その砂を責任技術者の承認をえて用いてよい。

試験時のモルタル供試体の材令は 7 日および 28 日とする。モルタル圧縮強度試験方法は土木学会規準 22 章によるものとする。

【解説】 無筋 11 条 解説 参照。

13 条 耐久性

(1) 硫酸ナトリウムによる安定性試験を行った場合、操作を 5 回くり返したときの細骨材の損失重量（百分率）の限度は、一般に 10% とする。

安定性試験は JIS A 1122 (土木学会規準 25 章) によるものとする。

(2) 損失重量が (1) に示した限度をこえた細骨材は、これを用いた同程度のコンクリートが、予期される気象作用にたいして満足な耐久性を示した実例がある場合には、責任技術者の承認をえてこれを用いてよい。

(3) 損失重量が (1) に示した限度をこえた細骨材は、これを用いた実例がない場合でも、これを用いてつくったコンクリートの凍結融解試験結果から責任技術者が満足なものであると認めた場合には、これを用いてよい。

【解説】 無筋 12 条 解説 参照。

4 節 粗骨材

14 条 総則

粗骨材は清浄、強硬、耐久的で、適当な粒度をもち、うすっぺらな石片、細長い石片、ごみ、どろ、有機物、等の有害量を含んでいてはならない。

【解説】 無筋 13 条 解説 参照。

15 条 比重

粗骨材の比重は 2.60 程度以上を標準とする。

比重の測定方法は、JIS A 1110 (土木学会規準 15 章) によるものとする。

【解説】 粗骨材の比重は、大体において粗骨材の強さと耐久性とをあらわす目安ともなるものであり、一般に重力ダムでは粗骨材の比重が大きいものほど有利である場合が多いから、なるべく比重の大きいものがよい。従来のわが国の実例では 2.60 程度以上の粗骨材を

用いれば 所要の品質のコンクリートがえられるので、この値を標準としたのである。

16条 粒 度

粗骨材は大小粒が適度に混合しているもので、その粒度は表3の範囲を標準とする。

表3 粗骨材の粒度の標準

ふるいの呼び寸法(mm)	粒径別百分率				
	150~80	80~40	40~20	20~10	10~5
粗骨材の最大寸法(mm)	35~20	32~20	30~20	20~12	15~8
150	—	—	—	—	—
80	—	40~20	40~20	25~15	15~10
40	—	—	55~40	35~30	25~15

ふるい分け試験は JIS A 1102 (土木学会規準18章) によるものとする。

【解説】表3はダムのコンクリートに用いる粗骨材にたいして適當な細粗粒の混合程度の標準を示したものである。

コンクリートをつくる場合、粗骨材の最大寸法が大きいほど、一般に単位セメント量を少なくすることができ、従って、発熱量を少なくすることもできるのであるが、現在の施工設備で安全にコンクリートをつくることのできる粗骨材の最大寸法は150mmが限度であることが、従来の経験から知られているので、表3の粗骨材の最大寸法を150mmとしたのである。

17条 有害物含有量の限度

有害物含有量の限度は表4の値とする。

表4に示していない種類の有害物については、責任技術者の指示をうけなければならない。

表4 有害物含有量の限度(重量百分率)

種類	最大値
粘土塊	0.25
やわらかい石片	5.0
洗い試験で失われるもの	1.0*
比重2.0の液体に浮くもの	1.0

* 砕石の場合で、洗い試験で失われるものが砕石粉であるときは、最大値を1.5%にしてよい。

洗い試験は JIS A 1103 (土木学会規準19章) によるものとする。

【解説】無筋15条解説参照。

18条 耐久性

(1) 硫酸ナトリウムによる安定性試験を行った場合、操作を5回くり返したときの粗骨材の損失重量(百分率)の限度は一般に12%とする。

安定性試験はJIS A 1122(土木学会規準25章)によるものとする。

(2) 損失重量が(1)に示した限度をこえた粗骨材は、これを用いた同程度のコンクリートが、予期される気象作用にたいして満足な耐久性を示した実例がある場合には、責任技術者の承認をえてこれを用いてよい。

(3) 損失重量が(1)に示した限度をこえた粗骨材は、これを用いた実例がない場合でも、これを用いてつくったコンクリートの凍結融解試験結果から責任技術者が満足なものであると認めた場合には、これを用いてよい。

【解説】無筋16条解説参照。

19条 すりへり減量の限度

ロサンゼルス試験機による粗骨材のすりへり減量の限度は、一般に40%とする。

ロサンゼルス試験機によるすりへり試験はJIS A 1121(土木学会規準24章)によるものとする。

【解説】ロサンゼルス試験機によるすりへり試験の結果は、粗骨材の硬さとねばり強さとを示すものである。すりへり試験の結果が、この条に示すすりへり減量の限度以下の粗骨材を用いると、コンクリートのすりへりにたいする抵抗が大きく、また骨材の取扱い中における破損等も少ないので、このように定めたのである。

5節 混合材料

20条 A E剤

A E剤は土木学会規準27章に適合したものとする。

【解説】無筋20条解説参照。

21条 ポゾラン

(1) ポゾランとしてフライアッシュを用いる場合には、土木学会規準28章に適合したもので、特に品質のばらつきの少ないものでなければならない。

(2) この条(1)以外のポゾランは、十分な調査、試験をしてその適否を定めなければならない。

【解説】ポゾランには、フライアッシュ、火山灰、珪藻土、焼成粘土、焼成頁岩、等がある。

(1)について フライアッシュは他のポゾランとくらべてすぐれた性質をもっているものであるが、その品質の良否がこれを用いたコンクリートの性質に大きく影響するので、フライアッシュの選択に当っては十分に調査をし、試験をして JIS A 6201(土木学会規準28章)に適合したものを用いなければならぬのである。またフライアッシュには品質のばらつきの大きいものもあるから、品質のばらつきの少ない製品を用いることが大切である。

(2)について フライアッシュ以外のポゾランについては、一般的に規定することが困難であるのでコンクリートの性質および経済の両方面にわたって、これを用いることによる利点および欠点について十分に調査、試験をして、これを用いてダムのコンクリートとして所要の品質がえられる場合には、これを用いてよいのである。

6 節 材 料 の 貯 藏

22条 セメントの貯蔵

(1)セメントは、防湿的な倉庫、サイロ、等に貯蔵し、倉庫に貯蔵する場合は検査に便利なように配置しなければならない。

(2)袋詰めセメントは、これを13袋以上積み重ねてはならない。

(3)長期間貯蔵したセメントおよび湿気をうけた疑いのあるセメントは、これを用いるまえに試験をしなければならない。

このセメントの使用については、責任技術者の指示をうけなければならぬ。

(4)セメントは入荷の順にこれを用い、いくぶんでも、固まったセメントを工事に用いてはならない。

(5)セメントの温度が過度に高いときは、温度を下げてからこれを用いなければならぬ。

【解説】セメントは長時間貯蔵したり、湿気をうけたりすると風化する。この風化したセメントを用いるとコンクリートの強度が低下するばかりでなく、ダムのコンクリート全体として強度がばらつく主な原因となるから貯蔵については厳重に注意しなければならない。

(1)について セメントの貯蔵上最も注意しなければならぬのは、湿気を防ぐことである。特に地面からの湿気を防ぐことが大切であるから、倉庫の床と地面との間には相当のあきを設けることが必要である。

セメントを倉庫に貯蔵する場合、各荷ごとに識別できるよう、また検査に便利なように貯蔵することは、新しく入庫したセメントばかりを用いることのないこと、在庫の数量および貯蔵によるセメントの品質の変化を知ること、等のためにきわめて大切である。

セメントをサイロに貯蔵するための取扱い中に、湿気をうけたり雑物がまじったりすることを防がなければならない。

また、サイロの構造は底部および隅角部にセメントが固着しないようなものでなければ

ならない。

(2)について 取扱いが便利なこと、あまり多数積み重ねると下のものが上のものの重量で固まること、等の理由でこの制限を設けたのである。

(3)について セメントの風化の程度は、貯蔵状態や季節によってことなるのでいちがいにはいえないが、袋詰めセメントは3月も貯蔵すると、その強度は相当に減少する。またセメントが貯蔵中湿気をうけても強度は減少する。それで3月も貯蔵したセメントや湿気をうけた疑いのあるセメントは用いるまえに試験をしなければならないのである。またこのセメントの使用については責任技術者の指示をうけなければならぬのである。

(4)について 新しく入庫したセメントばかりを用いると古いセメントが残り、セメントの風化によって品質の低下をおこすおそれがあるのでこのように規定したのである。湿気をうけたため袋の中の一部でも固まったセメントは、これをダムのコンクリートに用いてはならないのである。

(5)について 温度が過度に高いセメントを用いると、コンクリートが急に固まり、スランプが減少したりするおそれがある。生産されたばかりのセメントは温度が非常に高いから、運搬および貯蔵中にその温度が低下するよう適当な方法をとる必要がある。

23条 骨材の貯蔵

(1)細粗骨材はそれぞれべつべつに貯蔵し、ごみ、雜物、等の混入を防がなければならぬ。

(2)骨材を取り扱うときは、大小粒が分離しないように、また粗骨材の場合には粒子が破碎しないように注意しなければならない。

(3)粗骨材は3種以上に、粗骨材の最大寸法が150mmのときはなるべく4種にふるい分け、べつべつに貯蔵しなければならない。細骨材においても必要ある場合には2種以上に分け、貯蔵または計量するとき所定の割合に混合して、これを用いなければならぬ。

(4)練り混ぜたコンクリートの温度がきめられているときは、その温度のコンクリートがえられるような骨材の温度とするように注意しなければならない。

(5)骨材の貯蔵は適当な排水設備と排水時間とにより、表面水の一様な骨材を用いることができるようになればならない。

(6)骨材は冰雪の混入または凍結を防ぐため、適当な施設をしてこれを貯蔵しなければならない。

【解説】(1), (2), (3)について均等質のコンクリートをつくるためには、骨材の粒度が一定でなければならない。粗骨材の大小粒の分離というのは、たとえば粗骨材を斜面にそって落すとき、遠い方に粗粒が集まり、近い方に細粒だけが集まるようなことをさすのである。粗骨材は大小粒の分離をおこしやすいから、これを一般に解説表1に示す大きさの範囲に分けて貯蔵し、これらを一定の割合に混合して用いるのがよい。

解説 表 1
粗骨材を貯蔵する場合の
分け方の標準

4種類に分ける場合

150 ~ 80 mm
80 ~ 40 mm
40 ~ 20 mm
20 ~ 5 mm

試験ふるいを通過するものが2%以上あってはならない。

細骨材の粒度が変化するとコンクリートのウォーカビリチー、空気量などに大きな影響があるから、細骨材の粒度が一定になるようにしなければならない。このため必要ある場合には適当な分級設備により細骨材を2種あるいはそれ以上に分けて、貯蔵するときあるいは計量するときこれらを一定の割合で混合して、これを用いなければならない。

ふるい分けた粗骨材でも、山積みその他他のさい取扱いが不適当であれば、粒が分離したり破碎したりして、ミキサに入るときの骨材の粒度が変化するから、粗骨材の取扱い回数をなるべく少くしたり、落下の高さを低くしたりあるいは骨材梯子を用いたりする等、適当な方法をとらなければならない。山積みの下部から粗骨材を引き出すさい、その出口が一つであると粒度が変化しやすいから、二つ以上の口から引き出して、これを用いるのがよい。

粗骨材の破碎によってできる過小粒は、計量ビンの上で仕上げふるいによってこれを除くのがよい。

(4)についてコンクリートの硬化とともに温度上昇を小さくするため練り混ぜたコンクリートの温度を所定の温度まで低くするには、骨材の温度を低くしなければならないこともある。この場合には、所定の温度がえられるように適当な方法で人工的に骨材を冷却するのがよい。

また寒中コンクリートにおいて、相当な温度のコンクリートをつくるには骨材を適当な方法であらかじめ熱しなければならない場合もある。

(5)について細骨材の水切りが不十分で、含水量がいちじるしく変化する場合は、それに応じて水の計量を調整することがはん雑となり、単位水量を一定に保つことが困難となる。従って、コンクリートのウォーカビリチーおよび強度が非常にばらつく原因となる。それで均等質なコンクリートをつくるには、骨材の含水量を一定に保つことがすこぶる大切である。

細骨材の場合に、一様な表面水量とするためには、骨材の貯蔵量、骨材の粒度などによってことなるが、少なくとも24時間水切りを行うことが必要である。

(6)について無筋22条解説参照。

粗骨材を数種にふるい分ける場合、ふるい目のひらきが大きくなったり、ふるいかたが十分でなかったり、骨材が取扱い中に破碎したりするので、各群に多少の過大粒および過小粒が含まれる。これらのものが多くなると、コンクリートのウォーカビリチーに大きな影響を与えるものである。経験によると、数種にふるい分けた各群の過大粒の量は、指定の粒径の7/6に相当する試験ふるいにとどまるものがあってはならないし、また過小粒の量は、指定の粒径の5/6に相当する試験ふるいを通過するものが2%以上あってはならない。

24条 AE剤の貯蔵

- (1) AE剤は、ごみ、その他の不純物の混入しないように、また粉末状のAE剤は湿気を吸収しないように、これを貯蔵しなければならない。
- (2) AE剤に異状を認めたときは、これを用いるまえに試験をしなければならない。試験の結果、所定の性質がえられない場合には、そのAE剤を用いてはならない。

【解説】(1)についてAE剤にごみ、その他の不純物が混入していると、これを用いたコンクリートの性質を害することになるので、その貯蔵には注意しなければならない。また、粉末状のAE剤は、湿気を吸うと計量のさい支障をきたすことがあるので、吸湿しないようにこれを貯蔵しなければならない。

AE剤の種類によっては、鉄製の容器を用いると鉄がさびてAE剤を変質させたりするおそれがあるから、注意しなければならない。

(2)について粉末状のAE剤が固まったり、液状のAE剤や溶液にしたAE剤に沈んでんがおこる、等の異状を認めた場合にはこれを用いるまえに試験をしなければならない。その結果、所定の性質がえられない場合には、そのAE剤を用いてはならないのである。

25条 ポゾランの貯蔵

- (1) ポゾランはなるべく防湿的な倉庫、サイロ、等に貯蔵し、倉庫に貯蔵する場合は検査に便利なように配置しなければならない。
- (2) 袋詰めにしたポゾランは、これを13袋以上積み重ねてはならない。
- (3) ポゾランは一般に比重が小さく飛散しやすいものであるから、その取扱いに注意しなければならない。

【解説】(1)についてポゾランには一般に吸湿性があり、吸湿するとかたまりができる場合もあるので、セメント同様に、ポゾランの貯蔵に当っては湿気を防ぐことにとくに注意しなければならない。

ポゾランは各荷ごとに識別できるよう、また、検査に便利なように貯蔵することは在庫の数量を知ること等のためにきわめて大切である。

ポゾランの品質に変化を認めたときは、これを用いるまえに試験をしなければならない。

(2)について袋詰めにしたポゾランを積み重ねる場合には、取扱いが便利なこと、および多数積み重ねると、下のものが上のものの重量と湿気とで固まることもある等の理由でこの制限を設けたのである。

(3)についてポゾランは一般にセメントより比重が小さく、微粉であるのでサイロの出口や解袋場において空中に飛散し、計器類の故障の原因となりやすいし、また湿気の多い時期には、サイロや輸送装置等の壁に付着しがちであるので、取扱いに注意しなければならないのである。

4章 配 合

26条 総 則

コンクリートの配合は、所要の、強度、単位体積重量、耐久性、水密性をもち、硬化のさいの温度上昇が小さく、かつ、作業に適するウォーカビリティーをもつ範囲内で、単位水量を少なくするよう、これを定めなければならない。

【解説】 コンクリートは、作業ができる範囲内で、できるだけ単位水量を少なくすることが、所要の品質のコンクリートを経済的につくることになるものである。

単位水量を少なくするためには、

- (1) できるだけスランプの小さいコンクリートを用いること。
- (2) 適当な空気量の A E コンクリートとすること。
- (3) 適当な粒度および形状の骨材を用いること。
- (4) 最大寸法の大きい粗骨材を用いること。
- (5) 絶対細骨材率を小さくすること。

等が大切である。

単位水量がきまれば、所要の、強度、耐久性、水密性、等をうるよう単位セメント量をきめればよいのである。

27条 単位水量

(1) 単位水量は、作業ができる範囲内で、できるだけ少なくするよう、試験によってこれを定めなければならない。

(2) 単位水量は、125 kg 以下を標準とする。

【解説】(1), (2)について 作業に適する範囲内で単位水量を少なくするとコンクリートの材料の分離が少なくなり、耐久性、水密性が増加し、乾燥収縮が少なくなる。また一定の水セメント比にたいしては、セメントペーストの量が少なくなり、熱応力によるひびわれがでにくくなるとともに経済的にもなる。したがってよいコンクリートを経済的につくるためには、単位水量をできるだけ少なくすることが必要なのである。

わが国における最近のダムのコンクリートの単位水量は、105~115 kg あって、この条に示した 125 kg より大きい単位水量の場合は、骨材の粒度および形状が適当でないと考えてよいのである。

28条 単位セメント量

(1) 単位セメント量は、所要の粒度をもつように、外部コンクリートでは、特に耐久

ダムコンクリート

性、水密性の大きいように、これを定めなければならない。

(2) 単位セメント量は、材料の性質、施工設備、作業管理の程度、等によって定めるものであるが、一般にその最小量は、内部コンクリートにおいて 170 kg、外部コンクリートにおいて 230 kg を標準とする。

(3) 耐久性をもととして外部コンクリートの単位セメント量を定めるときの水セメント比は、表 5 の値以下でなければならない。

表 5 コンクリートの耐久性をもととして水セメント比を定める場合の最大の水セメント比(百分率)

気象作用がはげしい場合、凍結触解がしばしばくり返される場合	気象作用がはげしくない場合、氷点下の気温となることがまれな場合
50	55

(4) 水密性をもととして、外部コンクリートの単位セメント量を定めるときの水セメント比は 55 % 以下を標準とする。

(5) 強度をもととして、単位セメント量を定めるときは、試験によらなければならぬ。この場合目標とする圧縮強度は、ダムの設計の基準とした材令 91 日における圧縮強度 σ_{91} に適当な係数 α を乗じて割り増したものとする。この α の値は、現場において予想されるコンクリートの圧縮強度の変動係数に応じて、試験の結果が 81 条に示す条件を満足するように、責任技術者がこれを定めるものとする。

【解説】(2)について 耐久性および水密性が大きく、所要の強度および単位体積重量をもつコンクリートをつくるためには、適当な単位セメント量を用いることが必要である。単位セメント量は、材料の性質、施工設備、作業管理の程度、等によってことなることはもちろんあって、この条に示した最小量は、わが国における最近のダムの例を参考として定めた大体の標準である。わが国の例によると、コンクリートの施工設備がよく、しかも管理のよいダムでは外部コンクリートの単位セメント量は 220 kg、内部コンクリートの単位セメント量は、165~155 kg 程度という例もある。

この条に示す単位セメント量は、単位水量が 125 kg 以下を使用した場合をもととしているから、外部コンクリートで単位水量が 125 kg をこえるときは、この条(2)に示す単位セメント量では耐久性、水密性からきまる水セメント比を超過することがあるから、所定の水セメント比以下になるように単位セメント量をます必要がある。

また、内部コンクリートでは、単位セメント量の最小値を 170 kg、単位水量の最大値を 125 kg とするのを標準としている。だから内部コンクリートにおいては、つねに水セメント比が 73% 以下のコンクリートを用いることを標準としていることになる。

この条に示す単位セメント量の数値は、21 条に示すポゾランでセメントの一部をおきかえた場合に、単位ポゾラン量と単位セメント量との和を、そのコンクリートの単位セメント量としてよい。この単位ポゾラン量は、標準養生で材令 91 日以後は、ポゾランでおきかえないコンクリートと同等程度の品質をもつコンクリートが容易にえられる量でなければならない。

(3)について この項は気象作用にたいし、耐久的なコンクリートをつくるための最大の水セメント比を示したもので、表の値は過去の経験をもととして定めたものである。なお、この表の値は、コンクリートが適当なウォーカビリチーをもち、また締固めおよび養生を行なったという条件にもとづいているのである。

(4)について 単位水量が同じであるコンクリートにおいて、水密性は水セメント比の小さいほど大きくなる。水セメント比が55%以上になるとコンクリートの水密性は小さくなるものであることが、従来の経験および実験の結果から明らかにされているので、このような標準を与えたのである。

(5)について 強度をもととして単位セメント量を定めるときは、実際の材料を用いてコンクリートの圧縮強度試験を行い、その結果によらなければならないことはいまでもない。この場合、コンクリートの品質は、4章26条に示す条件を満足しなければならない。このため目標とする強度は、設計の基準とした圧縮強度に、現場におけるコンクリートの強度の変動係数に応じた係数をかけて割り増したものでなければならない。割り増しの数値については無筋26条(1)(a)(ii)解説参照。ただし、ダムコンクリートにおいては、強度の変動係数は材令の91日における圧縮強度の試験値から求めるのを標準とする。

29条 コンシスティンシー

- (1) コンクリートのコンシスティンシーは、作業のできる範囲内で、できるだけスランプの小さいものでなければならない。
- (2) コンクリートの打込み場所におけるスランプは、3~6cmを標準とする。
- (3) コンクリートのスランプ試験は、JIS A 1101(土木学会規準30章)によるものとする。

【解説】(1)について スランプの大きいコンクリートを用いれば、コンクリート作業は容易であるが、ブリージングが大きく、耐久性、水密性が小さく、さらに乾燥収縮が大きいから、均等質のコンクリートを容易に、かつ安全につくることができる範囲内で、できるだけスランプの小さいコンクリートを用いる必要がある。

(2)について 振動機を用いて十分な締固めが容易にできるスランプの大体の標準は、コンクリートの打込み場所で3~6cmである。どうしても振動機を用いることができない場所では、所要の品質がえられるように配合をかえて、突固めによって締め固めてもよい。この場合のスランプの大体の標準は8cmである。

30条 絶対細骨材率

絶対細骨材率は、所要のウォーカビリチーがえられる範囲内で、単位水量が最少になるよう、試験によってこれを定めなければならない。

【解説】無筋29条解説参照。

31条 AEコンクリートの空気量

(1) AEコンクリートの空気量は、耐久性をもととする場合、表6の値を標準とする。

(2) AEコンクリートの空気量は、ウォーカビリチーをもととする場合、所要のウォーカビリチーがえられる範囲内でなるべく少なくなるように、これを定めるものとする。

(3) AEコンクリートの空気量試験は、JIS A 1116重量方法(土木学会規準31章)、JIS A 1117水柱圧力方法(土木学会規準32章)、JIS A 1118容積方法(土木学会規準33章)、等によるものとする。

表6 耐久性をもととする場合の空気量の標準

粗骨材の最大寸法(mm)	運搬締固めを終了したときの空気量(%)
40	4.0±1
80	3.5±1
150	3.0±1

注 この表に示した空気量は、表示の最大寸法の粗骨材を含んだコンクリートの空気量の値である。

【解説】(1), (2)について 適当量のエントレインドエアーをもつコンクリートは気象作用にたいする耐久性がきわめてすぐれているので、きびしい気象作用をうけ、露出面となる部分のコンクリートには、AEコンクリートを用いなければならない。この場合の適当な空気量は、運搬、締固め後において表6に示す程度の値が一般的の標準である。

きびしい気象作用をうけない部分にAEコンクリートを用いる場合には、所要のウォーカビリチーがえられる範囲内でなるべく小さい空気量とする必要がある。

なお、特にきびしい気象作用をうけるコンクリートの場合、または、特に貧配合のコンクリートのウォーカビリチーをよくするのを目的とする場合には、所要の品質がえられる範囲内で、空気量の値を表6の値より1%程度大きくしてもよい。

コンクリートの空気量は、運搬および締固め中にある程度減少するものであるから、運搬および締固め終了後所定の値になるように、ミキサから排出したコンクリートの空気量を選定しなければならない。経験によれば、コンクリートの空気量は、運搬、締固め、等によって約1/5だけ減少するものである。この空気量の減少は、コンクリートの性質および各工事現場によってことなるものであるから、試験によって定めるのがよい。現場で空気量の試験をする場合、できるだけ所定の最大寸法に近い寸法の粗骨材を用いたコンクリートについて測定することが、正しい空気量を知るためにも、また運搬、締固めを終了したコンクリートの空気量を試験するためにも必要なことである。

しかし一般に、品質管理のためには、小さなエアメーターを用いるので、40mm以上の粗骨材を、ふるいまたは手で取り除くことになる。この場合、できるだけ空気が逃げないように注意する必要がある。

(3)について 無筋 30条 解説 参照。

32条 配合の表わし方

(1) 示方配合の表わし方は 表 7 によるものとする。

表 7 示方配合の表わし方

粗骨材 の最大 寸法 寸法 (mm)	スラン プの範 囲 (cm)	空気量 の範 囲 (%)	単位 水 量 <i>W</i> (kg)	単位セメ ント量 <i>C+P</i>	水セメ ント比 <i>w</i>	ポゾラ ン比 <i>p</i>	絶対細 骨材率 <i>s</i> (%)	単位 骨材 量 <i>A</i> (kg)	単位細 骨材 量 <i>S</i> (kg)	単位粗 骨材 量 <i>G</i> (kg)	単位AE 剤量 (cc) (gr)
				セメン ト量 <i>C</i> (kg)	ボゾラ ン量 <i>P</i> (kg)	$\frac{w}{c+p}$					
				(%)	(%)	$c+p$ (%)					

注 1. この表の細骨材は 5 mm ふるいを全部通るもの、粗骨材は 5 mm ふるいに全部とどまるものであつて、ともに表面乾燥飽和状態であるとする。

2. 単位 AE 剤量は うすめるもの を示すものとする。

(2) 現場配合は、表 7 に準じて表わすものとする。示方配合を現場配合に直す場合には、骨材の表面水量、有効吸水量、骨材各群の過大粒、過小粒の量、等を考えなければならない。

【解説】無筋 32条 解説 参照。

5章 材料の計量

33条 材料の計量

(1) 材料の計量前に、示方配合を現場配合に直さなければならない。

(2) 骨材の表面水量の試験は、JIS A 1111 (土木学会規準 16 章) に、または 責任技術者の指示する方法に、骨材の乾燥している場合の有効吸水量の試験は、責任技術者の指示する方法により、定期的に実施しなければならない。

(3) 各材料は、一練り分ずつ重量で計量しなければならない。ただし、水 および AE 剤溶液は、容積で計ってよい。

(4) AE 剤を溶かすのに用いた水、または AE 剤を うすめるのに用いた水は 単位水量の一部とする。

(5) 計量誤差は、1回計量分にたいし、表 8 の値以下でなければならぬ。

表 8 計量の許容誤差

材 料 の 种 類	許容誤差 (%)
水 および AE 剤溶液	1.0

氷、セメント および ポゾラン	2.0
細骨材	2.0
粗骨材	3.0

(6) 計量装置は、定期的に検査しなければならない。

【解説】(1)について 示方配合における骨材は 表面乾燥飽和状態のもので、5 mm ふるいを通るものと、これにとどまるものとに正しく区別されたものであるが、現場の骨材はこのようない状態にないから、骨材の含水量、5 mm ふるいにとどまる細骨材の量 または 5 mm ふるいを通る粗骨材の量、等を考えて、示方配合を現場配合に直さなければならない。

(2)について 骨材の表面水量 および 有効吸水量は、一般に変動しやすいものである、これらの変動はコンクリートの単位水量に およぼす影響が大きいものであるから、現場の実情に応じ、定期的に骨材の表面水量 および 有効吸水量を測定することが必要なのである。

有効吸水量とは、空气中乾燥状態にある骨材が 表面乾燥飽和状態となるまでに吸収する水量をいうのである。表面水量の試験方法には JIS A 1111 (土木学会規準 16 章) のほか種々の方法があるから、その選定に当っては 責任技術者の指示に よらなければならぬ。

(3), (4)について セメント および 骨材は、容積で正確に計ることが困難であるから、品質のばらつきの少ないコンクリートを大量につくるためには、一練り分ずつ重量で計量しなければならないのである。ただし、水 および AE 剤溶液は 容積でも正確に計量できるので容積計量でも よいことにしたのである。

また大量のコンクリートを能率よくつくるため、材料ごとに計量装置を設けるべきで、特に骨材については、ふるい分けられた各群ごとに計量装置を設け、累積計量は さけなければならない。

(5), (6)について 計量誤差とは、計量中に生ずる誤差のことであつて、この誤差はある程度さけられない。この誤差が表 8 の限度をこえる場合には、その原因を明らかにして、すみやかにその欠陥を取り除かなければならぬ。

はかりの狂いは、検定重量により明らかにできるから、これによって調整するか、補正を行つて除くようにしなければならない。はかりの狂いは、一般に塵埃の影響によることが多いから、集塵装置を設けるとともに 計量装置は毎日 清潔に保たなければならぬ。

はかりの精度は一般に最大容量の 0.4 % 程度であるから、常時使用する1回の計量分量が最も正確にえられるように、その容量を定めるのが よいのである。

6章 練り混ぜ

34条 総則

コンクリートは均等質になるまで、十分にこれを練り混ぜなければならない。

【解説】 コンクリート材料は、骨材のすべての表面にセメント・ペーストがこすりつけられ、コンクリートの色合いが一様で、プラスチックで、均等質であるように、十分にこれを練り混ぜなければならない。

ある配合にたいして、最大密度、最大強度のコンクリートをうるためには、完全な練り混ぜがきわめて大切である。またエントレインドエアーを均等に分布させ、コンクリートのウォーカビリティーをよくするためにも十分な練り混ぜが必要なのである。

35条 ミキサ

(1) ミキサは JIS A 1119(土木学会規準41章)によって、練り混ぜ性能試験を行い、責任技術者の承認を得たものでなければならない。

(2) ミキサは、可傾式バッチミキサでなければならない。

(3) ミキサは練り上がりコンクリートを排出するときに、材料の分離をおこさないものでなければならない。

【解説】(1)についてダムのコンクリートは、一般に粗骨材の最大寸法が大きく単位セメント量が少ないので、ミキサの種類によるコンクリートへの影響が大きいからミキサの選択はきわめて重要である。そこで、実際の配合についてミキサの練り混ぜ性能試験をJIS A 1119ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの単位容積重量差の試験方法(土木学会規準41章)によって行うほか、ミキサ内の前部と後部とから採取したコンクリートについて単位粗骨材量を求めて比較する試験を行い、責任技術者の承認を得たものでなければ、これを使用してはならないのである。また練り混ぜ羽根のすりへりその他によりミキサの性能が変化するものであるから、ときどき試験を行って羽根の修理交換等の処置をとらなければならないのである。また材料の投入順序によって練り混ぜ性能がことなる場合もあるので、この点について注意する必要がある。

(2), (3)についてバッチミキサ以外のミキサでは、コンクリートの均等性について不安があるので、バッチミキサを用いなければならない。

練り混ぜたコンクリートを容易に排出するためには、可傾式のミキサを用いることが必要である。

36条 練り混ぜ

ダムコンクリート

(1) 一練りの量および練り混ぜ時間は、JIS A 1119(土木学会規準41章)により試験を行なった上で決定しなければならない。

(2) 練り混ぜ時間は、ミキサ内にセメント、ポゾランおよび骨材を全部投入したときからとし、その最小時間は表9を標準とする。

表9 ミキサの最小練り混ぜ時間

ミキサ容量 (m ³)	練り混ぜ時間 (分)
3 ~ 2	2.5
2 ~ 1.5	2.0
1.5 以下	1.5

(3) 練り混ぜは、所定の時間の3倍以上、これを行ってはならない。

(4) ミキサ内のコンクリートを全部排出した後でなければ、あらたに材料を投入してはならない。

(5) ミキサは、使用の前後にこれを十分清掃しなければならない。

【解説】(1), (2), (3)についてコンクリートの適当な練り混ぜ時間は、ミキサの種類、ミキサの新旧の程度、一練りの量、材料の投入順序、コンクリートのコンシスティンシー、等によってことなるばかりでなく、AEコンクリートの場合にはコンクリートのエントレインドエアーにも大きな影響を与えるから、一練りの量および練り混ぜ時間は、試験した上でこれをきめることが必要なのである。

一般に、材料をミキサへ投入するには、次のように連続してこれを行うのがよい。

まず、水より投入を始め、その5~10%が投入されたとき、セメント、ポゾランおよび骨材を、同時に投入し始め同時に投入し終るような速さで投入する。セメント、ポゾランおよび骨材の投入を終ったときに、なお、水の5~10%があとから入るようにする。ただし、熱した材料をミキサに投入する順序は62条による。

練り混ぜ時間はセメント、ポゾランおよび骨材の全部が投入されたとき(このときには水は入り終っていない)から起算するものとし、その標準の値を表9に示したものである。なお、練り混ぜ時間が長すぎると骨材が破碎し、その結果コンシスティンシーを低下させ、AEコンクリートの場合には、空気量を減ずる場合もある。練り混ぜ時間はこれらの理由から表9の値の3倍以下にとどめなければならない。

練り混ぜ時間が表9の値の3倍にもなったときは、ミキサの運転を一時とめなければならない。ただし、この場合にもコンクリートを吐き出すことが困難とならないように、ときどきミキサを運転するのがよい。

7章 コンクリート打ち

1節 準備作業

37条 運搬装置の清掃

コンクリート打ちを始めるまえに、運搬装置の内部についているコンクリートおよび雑物は、これを除かなければならぬ。

38条 打込み箇所の準備

(1) 岩盤にコンクリートを打つ場合には、ゆるんだ岩、岩くず、等を除き、十分に洗わなければならない。わき水その他の水は適当な方法でこれを除かなければならぬ。

(2) コンクリート面に打継ぐ場合の準備は、48条、49条または50条によるものとする。

【解説】(1), (2)について 基礎はすべての外力に耐えることができるものでなければならないから、風化した岩、浮石、等の除去、開口した夾脈、ひびわれの多い部分にたいする処理、等は設計条件に合致するように慎重に行なわなければならない。

ダムのせん断抵抗にたいする安定および揚圧力の点からは、ダムと岩盤面とが密着していることがきわめて大切なことである。岩盤とコンクリートとをよく密着させるためには、コンクリートを打つまえに岩盤から、油、どろ、岩くず、浮石、木片、固まったモルタル、有機物などを完全に取り去らなければならない。このためには、高圧の水、エアウォータージェット、サンドブラスト、ワイヤーブラシ、その他を用い十分に洗うことが大切である。

わき水、締切りからの漏水、等が、岩盤上を流れたり、たまり水ができるたりするとコンクリートと岩盤との密着は望みえない。ことに、流水はコンクリートの中のモルタル分を流し去る危険があるからコンクリートが十分硬化するまでは、流水がコンクリートに接触しないように適當な方法をとる必要がある。

2節 コンクリートの運搬および打込み

39条 総則

- (1) 練り上がりコンクリートは、速かに打込み場所に運搬しなければならない。
- (2) 材料の分離を少なくするため、ミキサから排出されてから打ち込まれるまでのコンクリートの取扱い回数を、できるだけ少なくして運搬し、打ち込まなければならぬ。すこしでも固まったコンクリートはこれを用いてはならない。
- (3) 夜間作業においては、十分な照明をしなければならない。
- (4) 雨天のさいのコンクリート打ちについては、責任技術者の指示をうけなければ

ダムコンクリート

ならない。

【解説】(1), (2)について 練り上げてから打ち込むまでの時間が長くなると、コンクリートはスランプが少くなり、かつ、ブリージングがおこりウォーカビリチーが悪くなるから、練り上がったコンクリートは、速かに打込み場所に運搬しなければならない。またダムのコンクリートは、これに用いる粗骨材の最大寸法が一般に大きいので、運搬中に材料の分離をおこしやすいから材料の分離を防ぐことについて特に注意する必要がある。

コンクリートの取扱い回数とは、運搬中において、コンクリートを移しかえる回数のことである。コンクリートは移しかえるたびごとに、多少材料の分離がおこるから、移しかえる回数はできるだけ少ないほどよいわけである。この点からは、コンクリートの運搬はバケットによるのが最もよい。トランクファーカーからバケットに移しかえる場合には、トランクファーカーは分離をおこさない構造にしなければならない。取扱いに手間取ったため、少しでも固まり始めてそのまままで締固めが困難であると認められた場合にはこれを用いてはならない。

(3)について ダム工事では昼夜兼行で工事を進めることができしばしばである。また、気温の高い夏季においては、コンクリートが急結する傾向をもち、そのスランプが減り、単位水量を増加しなければならなくなり、また、打ったコンクリートの温度上昇が大となる、等、種々の害を生ずることがあるので、夜間作業がむしろ望ましい。しかし、夜間十分の照明をしないで作業をすると、能率も悪いし、綿密な注意監督が行きとどかず事故の原因ともなりやすいから、夜間作業の場合には作業の全域にわたって十分な照明を行うことが必要である。一般には30ルックス程度以上が望ましい。

(4)について 雨がコンクリートの中に混じると、水セメント比が大きくなるから、降雨のさいにはコンクリート打ちを中止するのが理想的であるが、やむをえず雨中でコンクリート打ちをする場合には、モルタルをしく面積および打ち継ぐ面積をできるだけ小さくして、シート等でおおいをして、モルタルおよびコンクリートが直接雨に打たれないようにならなければならない。また、打ち上げたコンクリートはシート等でおおい、モルタルの流出を防止するとともに、打ち終ったコンクリートの上の歩行は厳禁しなければならない。

従来の経験によれば1時間あたり4mm程度の雨量までは、上記の方法によって打ち込むことができるとされているが、現場の状況によって一概にはいえない。それぞれの場合について責任技術者の指示をうけなければならない。

また、しゅう雨時期にはその対策についてあらかじめ考慮しておく必要がある。

40条 バケット

バケットの構造は、コンクリートの投入および排出のさいに材料の分離をおこさないものであり、またバケットからのコンクリートの排出が容易で、かつ、速かなものでなければならない。

【解説】ダムのコンクリートの運搬方法としては、バケットによるのが一番よい。バケ

ットの大きさは、ミキサの1バッチの大きさ、またはその倍数にするのが適当である。パケットの構造は、材料の分離がおこらないもので、ゲートの操作およびコンクリートの排出が容易なものでなければならない。

41条 シュート

- (1) 縦シートの使用については、責任技術者の承認をえなければならない。
- (2) 斜めシートは、原則としてこれを用いてはならない。

【解説】(1)について シートを用いてコンクリートを打ち込むと、材料が分離しやすいこと、すでに打ったコンクリートに衝撃を与えること、等の欠点が多いからシートは用いない方がよいのである。

しかし、パケットで打ち込みにくいような箇所では縦シートだけに限って、これを用いてよいことにした。この場合、まことに示したような欠点があるから、この使用については、責任技術者の承認をえなければならないのである。

縦シートの使用にあたっては、つぎのような注意をする必要がある。

- (1) コンクリートを打ち上げてゆくにつれてシートを短くしてゆく。そのために、シートは鋼製で長さ75cm位の円筒を継ぎ合させてつくり、下から個々に取りはずせるようにするのがよい。
- (2) 縦シートにおける材料の分離を少なくし、また、すでに打ち込んだコンクリートに与える衝撃をできるだけ少なくするために、吐き口には適当な装置をもうけることが必要である。適当な装置とはバッフルプレートおよび漏斗管の類のことである。
- (3) 縦シートの下端と、コンクリート打ち込み面との距離があまり大きくなると、材料の分離をおこし、すでに打ったコンクリートに大きな衝撃を与えるからこれを1m以下とし、責任技術者は現場の状況に応じて、これ以下で適当な高さを指示するのがよい。
- (4) 分散飛散した粗骨材は、丁寧にこれをコンクリートの中に埋め込まなければならぬ。分離した粗骨材をモルタルやコンクリートでおおいかぶせるようなことをしてはならない。
- (2)について 斜めシートを用いてコンクリートを打って好結果を得ることは一般に困難であるから、斜めシートはこれを用いてはならないのである。

42条 コンクリートの打込み開始

- (1) コンクリートの打込みを開始する場合には、責任技術者の承認をえなければならない。
- (2) 準備完了した打込み面には、モルタルを塗り込み、ただちにコンクリート打ちを開始するものとする。
- (3) モルタルの配合は、この上に打ち込まれるコンクリート中のモルタルと同程度の配合とし、打込み面に均等に塗り込むのに適当なコンシスティンシーをもつものとする。

- (4) モルタルの厚さは、岩盤では2cm、打継面では1.5cmを標準とする。

【解説】(1)について コンクリートを打ち込むに先立って、打込み面の処理、型わくの組立ての位置および方法、打継目の処理および清掃、各種埋設物の配置、等が適當であるかどうかを、あらかじめ検査した上で、責任技術者はコンクリートの打込み開始の承認をえなければならない。

(2)について コンクリートを打ち込む岩、または水平打継面のコンクリートは、あらかじめ湿潤にして、十分に吸水させた上で表面の水を除き、モルタルを塗り込む。

モルタルを塗り込んでから打ち継ぐまでの時間は、季節、天候、等によりことなるが、30分以内とするのがよい。モルタルはワイヤーブラシなどを用いてすり込むように敷くのがよい。

岩盤の水平でない部分で、モルタルのつきにくい部分にはセメントペーストを塗り込むのがよい。

(3)について 打込み面に塗り込むモルタルは、この上に打ち込まれるコンクリートから粗骨材を取り去ったモルタル程度の配合とすれば、ランプ15~20cm程度の、適當なコンシスティンシーをもつモルタルがえられるものである。

(4)について 打込み面に塗り込むモルタルの厚さは、あまりうすいと打継ぎの施工がうまくいかないおそれがあり、また、厚すぎると打継ぎ面にモルタル層をつくることとなるから、一般的の標準に従ってこのように定めたのである。なお、岩盤の場合に2cmとしたのは、岩盤面のでこぼこを考えたからである。

43条 コンクリートの打込み

- (1) パケットは、その下端が打込み面上1m以下に達するまで、これをおろし、打込み箇所にできるだけ近くコンクリートを排出し、コンクリートを再び移動させる必要のないようにしなければならない。
- (2) コンクリートの一層の厚さは40~50cm程度を標準とする。
- (3) 設計に従い、異なった配合のコンクリートを打ち継ぐ場合には、責任技術者の指示によってこれを漸次に変化させなければならない。
- (4) 所定の作業区画を完了するまで連続してコンクリートを打ち込まなければならない。やむをえず中絶した場合には、48条 水平打継目の工法に準じ、十分入念に施工しなければならない。
- (5) どんな場合でも、水中コンクリートを打ってはならない。

【解説】(1)について コンクリート運搬用のパケットが打込み面上、ある高さに達したとき、ハンドルまたはエアホースを操作して、コンクリートを排出するのであるが、落下の高さがあまり高いとすでに打ったコンクリートに大きな衝撃を与え、かつ、材料の分離をおこすおそれがある。それで、操作の便をも考えてその最大限度を1mとしたのである。

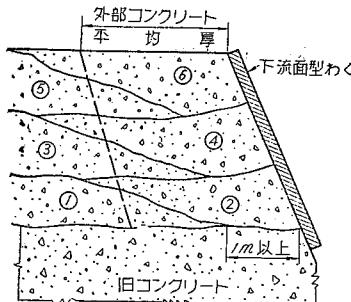
また、コンクリートを目的の位置から遠い所におろせば、これをさらに横方向に移動させることになり、二度手間となるから注意する必要がある。

(2)について 新しく打ったコンクリートを十分に締め固め、かつまえに打ったコンクリートと十分密着させるためには、打ち込むコンクリートの厚さをあまり厚くしてはならない。従来の経験によれば、一層の厚さは、締め固めたのちに 40~50 cm 程度以下となるようになるのがよい。

(3)について ダムのコンクリートは、一般に内部と外部とでその配合を変えるが、この場合、その移り目で配合の急変をさけるようにコンクリートを打ち込まなければならぬ。(解説図1参照)。

解説図1

内部コンクリートと外部コンクリートの打継ぎ方法の一例



注 図中の番号は打込みの順序を示すものである。

(1) まえに打ったコンクリートが再振動によって十分プラスチックにならないときは、水平打継目の工法に準じて施工しなければならない。

(5)について 水中コンクリートで、ダムのコンクリートに要求される品質のコンクリートを満足につくることはとおていできないから、ダムでは、どんな場合でも水中コンクリートを打ってはならない。

44条 1リフトの高さおよび打上がり速度

(1) 1リフトの高さは 0.75 m 以上 1.5 m 以下を標準とする。

(2) コンクリートを長い日数にわたって打ち止めておくことは、できるだけ避けなければならない。

(3) 岩盤上、またはやむをえず長い日数にわたって打ち止めておいたコンクリートに打ち継ぐときは、0.75 m のリフトを数リフト打つのがよい。

(4) 旧コンクリートの材令が、0.75 m リフトの場合 3 日、1.5 m リフトの場合 5 日に達したのちでなければ新コンクリートを打ち継いではならない。

(5) 隣り合ったブロックの打上がりの高さの差は、上下流の方向で 6 m、軸方向で

12 m 以内としなければならない。

(6) 人工冷却により温度調節を行う場合、または露出条件が温度調節上有利な場合、等には、この条(1)、(3)および(4)の規定は、これを緩和することができる。

【解説】(1)について 一区画における 1 リフトはあまり厚くすると、コンクリートの硬化熱が放散しにくくなり、ひびわれができる危険が多くなり、また、型わくについて不便もある。あまりうすくすると水平打継目の数が多くなり、打継目の表面処理費が大きくなる。上記のことを考えて、1 リフトの高さの標準を 0.75~1.5 m としたのである。

(2)について コンクリートを長い日数にわたって打ち止めておくと、すでに打ったコンクリートと新しく打ったコンクリートとの温度差が大きくなつて、ひびわれをおこすおそれがあり、また新旧コンクリートの性質もことなるべくものである。従つて、コンクリートを長い日数にわたって打ち止めておくことはできるだけ避けなければならないのである。

(3)について 岩盤上、またはやむをえず長い日数にわたって打ち止めておいたコンクリートにあまり厚い層のコンクリートを打ち込むと、岩盤または旧コンクリートと新しいコンクリートとの温度差が大きくなつて、ひびわれができるおそれがある。従つて、打ち込むコンクリートのリフトを小さくして温度差を少なくするため、1 リフトを 0.75 m としたのである。

(4)について コンクリートの打上がり速度を早くすると硬化熱の放散割合が小さくなり、温度上昇が大きくなつて、ひびわれのできるおそれが多くなる。このため打上がり速度の制限が必要になるのである。この項では従来適当とされている打上がり速度の標準を規定したのである。

(5)について 高い鉛直継目面を長時間露出させておくと、新しく打ったコンクリートとの温度差が大きくなり、また収縮の度合もことなることになるから、打上がり高さの差をあまり大きくしてはならないのである。それで、コンクリートの打込み中における相となるブロックの高低差は、上下流の方向には 6 m 以下、ダム軸方向には 12 m 以下とするように定めたのである。

(6)について この条(1)、(3)および(4)の規定は人工冷却を行わない場合にたいする条項であるから、人工冷却により温度調節を行う場合、あるいはアーチダムのうすい部分等のように熱の放散が容易な場合にたいして緩和条項を設けたのである。

3 節 締 固 め

45条 総 則

(1) コンクリートは打込み中およびその直後に、これを十分に締め固めなければならない。

(2) コンクリートの締め固めには、内部振動機を用いなければならない。

【解説】(1)について ダムは、硬化熱と体積変化とを少なくするために、かた練りのコンクリートを用いるから、十分に締固めをしなければならない。十分な振動締固めを行なえば単位体積重量が大きくなり、耐久性、水密性および強度の大きいコンクリートがえられ、また、打継目の施工も確実にできるのである。

(2)について 振動機には種々の種類があるが、内部振動機を用いれば、コンクリートがかた練りで粗骨材の最大寸法が大きい場合にも十分に締め固めることができるから、ダムのコンクリートの締固めにはこれを用いなければならない。内部振動機の選定に当っては、コンクリートの締固めに適当な大きさと性能をもつことに注意しなければならない。

やむをえず内部振動機を用いることができない箇所では、責任技術者の承認をえた上で、コンクリートの配合をかえて突固めによって締め固めてもよい。この場合にはコンクリートを1.5cm程度の層に敷きならして突き固めるのがよい。

46条 振動締固め

- (1) 振動機は、所要の性能を有するものを用いなければならない。
- (2) 振動機は、なるべく鉛直にさし込み、コンクリート全体が、一様に締め固められるようにしなければならない。
- (3) 振動は、コンクリートの体積の減少が認められなくなり、空気あわがでなくなり、水の光が表面にあらわれて、コンクリート全体が均一にとけ合ったようにみえるまでこれを行わなければならない。振動機はコンクリートからゆっくりこれを引き抜き、あとに穴が残らないようにしなければならない。

【解説】(1)について 振動機の振動数は、コンクリート中で毎分6000以上のものが多い。空気振動機は、冬期には排気孔が凍結するため、いちじるしく性能が悪くなるものであるから、圧縮空気の脱水その他の処置をとるのがよい。また、所定の空気圧がないと振動数が低下するものである。

電気振動機は、振動数の変動が少なくて性能もよいが、取扱いが悪いと故障をおこしやすいから取扱いに注意する必要がある。

振動機の数は、同時に使用する数のほぼ3倍程度を準備し、打込み場所には、つねに予備を持たなければならない。一つの打込み場所に使用する振動機の数は、次のパケットがくるまでに余裕をもって、十分に締固めができるよう、これを定める必要がある。

(2), (3)について 振動機はコンクリートになるべく鉛直方向にさし込み、その先端が10cm程度下層に入るようしなければならない。振動機さし込みの間隔は、振動のおよぶない部分が残ることなく振動をうける部分が互いに重なるように、これを定めなければならない。

従来の経験によれば、この間隔は40~60cm程度、1箇所の振動締固め時間は、5~15秒程度で十分な結果をえている。振動締固めが十分であることは、コンクリートの容積の減ついくのが認められなくなり、モルタルまたは水の光りが表面にあらわれてコンクリート

全体が均一にとけあつたように見えること、コンクリートとせき板との接触面にセメントペーストの線があらわれること、振動機の使用者が手にうける感じ、等からこれを知ることができる。

振動機を引き抜くのはゆっくりこれを行い、穴を残さないよう注意しなければならない。

AEコンクリートの場合、空気の失われることをおそれて、振動締固めを不十分にするようなことがあってはならない。

振動締固めにより材料の分離をおこす場合には、振動締固めに適するよう、スランプを減らす必要がある。なお、ダムのコンクリートは大きい粗骨材を使用し、貧配合であるから、パケットからコンクリートが排出されたとき多少とも大きい粗骨材が分離するものである。これらの分離した粗骨材は、振動締固め中これをコンクリート中にうめこんで、1パケットのコンクリートごとに一様なコンクリートになるよう締め固めなければならない。粗骨材が分離した箇所をモルタルやコンクリートでおおいかぶせるようなことをしてはならない。また、つづいて運搬されたパケットのコンクリートの継目は、特に入念に締固めを行って、それぞれのコンクリートがとけ合って一体となるようにしなければならない。

8章 継 目

47条 総 則

- (1) 設計または施工計画によって定められた継目の位置および構造は、これを厳守しなければならない。
- (2) 設計または施工計画で定められていない打継目をやむをえず設ける場合には、責任技術者の指示をうけなければならない。
- (3) 継目は、ダムの安定、水密性、等を害しないようにこれを施工しなければならない。

【解説】(1)について ダムの継目は、打継目と収縮継目に分類される。打継目には、リフト境に水平方向に設ける水平打継目および鉛直または鉛直に近い方向に設ける鉛直打継目がある。収縮継目には横収縮継目および縦収縮継目がある。横収縮継目はダム軸方向の収縮によるひびわれにそなえるため設けるもので、ダムのコンクリートが冷却したのちに、この継目にグラウチングを行う場合と行わない場合がある。

縦収縮継目は、ダム軸に直角方向の収縮によるひびわれにそなえるために設けられるもので、鉛直にしたり斜めにしたりすることがある。縦収縮継目には、コンクリートが冷却したのち、グラウチングを行なうのを原則とする。

これらの継目の位置、間隔および構造は、ダムのコンクリートのひびわれ防止に関する事項、工事用プラントの能力、基礎の状況、洪水吐ゲートの径間、等、施工上または構造上の諸事項を総合判断して定められるものであるから、現場の都合、その他によってみだ

りに変更してはならないのである。

(2)について 機械の故障、天候の変化、その他の理由で1つのリフト内にやむをえず縦目を設ける必要のある場合は、責任技術者の指示をうけなければならない。

(3)について 打継目の施工の良否がダムの安全性におよぼす影響は、水平打継目においても鉛直打継目においてもきわめて重大であるので、新旧コンクリートの密着を完全にし、ひびわれ、漏水、水の浸入による高い揚圧力などのおこらないように慎重に施工しなければならない。

48条 水平打継目

(1) 各リフトの上面は、大きなでこぼこのない平らな面とし、下流に向い、いくぶん上向きに傾斜させるのがよい。

(2) 各リフトの上層は、上昇してくる分離水によって品質の悪いコンクリートにならないよう、特に注意しなければならない。上層に悪いコンクリートができる場合には、この部分のコンクリートを取り除かなければならない。

(3) 水平打継目の処理は、圧力ある水および空気の吹きつけ、湿砂吹きつけ、等によりこれを行い、その時期については責任技術者の指示をうけなければならない。チッピングは、やむをえい場合のほか、これを行なってはならない。

(4) 新しいコンクリートを打つ直前に、圧力ある水および空気を吹きつけて、打継目を清掃し、十分水を除いたのち、42条(2), (3)および(4)によりモルタルを敷きならさなければならない。

【解説】(1)について 打継目の良否は、旧コンクリート自身の品質および打継目の処理清掃の程度に大きく左右される。表面をでこぼこにつくっても、それによって打継目がよくなるものでなく、足跡、大きな骨材の突出、くぼみ、等の大きなでこぼこは、清掃を完全にするための支障となるので、でこぼこのない平らな表面にするのがよい。一般に振動機で十分に締め固めると、リフト表面は自然とほぼ平らな面になる。

またリフトの表面に、わずかの勾配をつけて、下流に向い、いくぶん上向きに傾斜させると水平方向の滑動にたいする抵抗を大きくすることになり、また表面の清掃に用いた水および、分離して上昇してくる水の処理等に便利である。しかし、傾斜をつけることが施工上困難な場合には傾斜をつけないこともある。

ダム軸に直角な方向に隣り合った区画の水平打継目面は、打継目面が弱点となりやすいことを考慮して、同一の高さに設けないで施工することもあるが、最近では打継目の表面処理方法の進歩およびその確実な実施により同一の高さで施工するのが普通となっている。

(2)について 完全な打継目をつくるためには、旧コンクリートを入念に施工することが最も大切であって、打継目の旧コンクリートの品質が悪いコンクリートである場合には満足な打継目をつくることはできないのである。打継目となるコンクリートの品質が悪いと、漏水、水の侵入による大きな揚圧力の作用、等がおこるから、打継目の旧コンクリートの上

面が悪いコンクリートとなった場合には、これを取り除かなければならぬのである。

(3)について 完全な打継目をつくるためには、適当な時期に旧コンクリート表面の処理を行なったのち、新コンクリートを打ち込まなければならない。

打継目の処理方法には、硬化前処理方法と硬化後処理方法がある。硬化前処理方法は、コンクリートが固まるまえに、普通、圧力ある水および空気の吹きつけにより、コンクリート表面の薄層を除去し、粗骨材粒を露出させる方法である。この処理を行なう適当な時期は、コンクリート打込み後6~12時間程度とされているが、この時間は温度その他の要素によって左右され、あまり早期に行なうと骨材をゆるめ、余分にコンクリートを取り除くおそれがある。またあまり遅すぎると、表面処理の効果を十分に発揮できないおそれがある。

硬化前処理は、施工が適当であれば満足な結果をえられるが、作業を終ったのち湿砂でおおうか、その他適当な被覆をしなければ次のコンクリートを打つまでに表面がよごれたり、レイインスができたりする。このため新コンクリートを打つとき、打継目の面を再び処理しなければならないことになる。

硬化後処理方法はコンクリートが相当程度固まったのちにコンクリート表面を処理する方法である。この方法には種々の方法があるが、最も確実な方法は、湿砂吹きつけを行なったのち水で洗う方法である。湿砂吹きつけを行なう時期は、そのリフト表面に新しいコンクリートを打ち込む直前でよい。あまり早期にこれを行なえば、コンクリートを害するおそれがある。湿砂吹きつけ方法は処理作業を何度もくり返す必要のない最も信頼性のある確実な方法とされ、経済的であるとされている。

リフト表面を、のみその他を用いてチッピングを行なうことは、コンクリート中の骨材をゆるませたりする欠点があるので、害をうけたとか、欠陥があるとか、やむをえない場合のほかは、これを行なってはいけないのである。

49条 鉛直打継目

鉛直打継目は、湿砂吹きつけ、ワイヤーブラシ、等により、その表面を粗にし、十分に洗って新しいコンクリートと密着するように処理しなければならない。

【解説】鉛直または鉛直に近い方向に設ける打継目の面は、その表面コンクリートの状況および硬化の程度に応じて、湿砂吹きつけ、ワイヤーブラシ、等により表面処理を行ない、十分洗って新しいコンクリートと密着するようにしなければならない。この打継目に新しいコンクリートを打ち込むときは、その直前に、まだかたまらない新しいコンクリートに浸したワイヤーブラシでこするか、あるいは適当な吹きつけ装置を用いてプラスチックなモルタルを吹きつけるのがよい。

重力ダムの鉛直打継目の処理方法には、この条に示した鉛直打継目の処理方法と、50条に示す収縮継目の処理方法との二つの方法がある。この条に示した施工方法は、比較的高さの低いダムの場合に用いられるものである。

50条 横収縮継目 および 縦収縮継目

横収縮継目 および 縦収縮継目は、一般に表面処理を行う必要がない。しかし、継目グラウチングを行う収縮継目面に突起、モルタルなどの付着物、その他 よごれ などがある場合には、継目にグラウトが よく ゆきわたるように、これを除去しなければならない。

【解説】 ダムを一体的につくる目的で、横収縮継目 および 縦収縮継目に継目グラウチングを行なう場合には、その収縮継目は、一般に表面処理を行なう必要がない。この場合にはせき板を取りはずしたままの旧コンクリート面に新コンクリートを打ち継げばよいのである。しかし、もし その収縮継目表面に突起、モルタルなどの付着物、よごれ、等があると、グラウチングに支障をきたしたり、グラウトの密着を さまたげたりするので、これを除去して おかなければ ならないのである。

9章 養 生

51条 養 生

(1) コンクリートは、その打込み後、低温度、急激な温度変化、乾燥、荷重、衝撃、等の有害な影響を うけないように、十分に これを保護しなければならない。

(2) コンクリートは、その打込み後、養生作業によって害をうけない程度に硬化したとき、直ちに その露外面に水をためるか、たえず散水するか、または、砂、布、むしろ、等で おおって散水して、普通ポルトランドセメント または 中庸熱ポルトランドセメントを用いる場合には 少なくとも、14日間、高炉セメント、シリカセメントを用いる場合、および ポゾランを混和する場合、等には少なくとも 21日間、たえず湿潤状態に保たなければならない。また、せき板が乾燥する おそれのあるときは、これにも水を かけなければならない。

(3) この条 (2) の期間以後に おける養生については、現場の状況により異なるが、できるだけ表面が乾燥しないように養生しなければならない。

【解説】 (1) について 無筋 47条 解説 参照。

(2), (3) について ダムのコンクリート内部の自由水が 蒸発によって 失われるには相当の時日を要するから、内部コンクリートは十分硬化が行われるけれども、表面は乾燥してひびわれ をおこしやすいから、十分長い間湿潤状態で養生する必要がある。それで、普通または 中庸熱セメントを用いる場合には 14日以上、高炉セメント、シリカセメント、ポゾランを用いる場合等には 21日以上の湿潤養生を 行うよう規定したのである。

10章 型 わく

52条 総 則

(1) 型わくは設計図に示された位置、形状 および 尺寸に正しく一致させ、堅固で、荷重、乾湿、振動機の影響、等によって、狂いのおこらない構造と しなければならない。

(2) 型わくの形状 および 位置を正確に保つため、適当な施設を しなければならない。

(3) 型わくは、容易に、安全に これを取りはずすことができ、モルタルの もれない構造に しなければならない。

【解説】 (1), (2) について 型わくの形状 および 位置を正確に保つため、適当な、すじかい、つなぎ材、支柱、ボルト、鉄棒、等を用いて、これを固定しなければならない。振動機の振動にも耐えるように 型わくを特に堅固につくる必要がある。

(3) について 型わくは、その取りはずし作業が 構造物に振動、衝撃を おぼしたり、または せき板を破損したりすることなく、静かに、安全に、かつ容易に行なわれるよう構造と しなければならない。

53条 せき板

(1) 木材せき板は 死ぶし、その他の欠点の ないものとし、露外面となるコンクリートに接する せき板表面は 平らに仕上げなければならない。

(2) せき板は 再び これを用いるまえに、コンクリートに接する面を清掃しなければならない。

【解説】 無筋 55条 解説 参照。

54条 型わく および 支保工

(1) 支保工は 十分な支持力を もつものでなければならぬ。

(2) 重要な型わく および 支保工にたいしては、強度 および たわみ の計算を しなければならない。

(1), (2) について ダムのコンクリートの型わくは、バケットから排出されたコンクリートの衝撃、振動締固め、等の影響を うけるので、十分安全となるように 設計しなければならないのである。なお、例えばバケットが ぶつかるような ことが考えられるから 十分丈夫に つくるのがよい。

大きなダム工事では、適当に設計された片持ぱり式の型わく が堅固で、組立てが容易で、

かつ経済的である。この種の型わくでは、各部材は一般に大きな寸法のものを用いるのがよい。

55条 組立て

- (1) 型わくパネルを組立てるには、原則としてボルトまたは棒鋼を用いるものとする。
- (2) 責任技術者の承認をえてからでなければ、鉄線を締付け材として用いてはならない。

【解説】 (1)について 締付け用ボルトは、荷重にたいし十分なものとし、組立てにさいしては、十分にこれを締め付けなければならない。型わくパネルの継目は、つなぎボルト、継目金具、等を用いて締め付け、型わくが変形しないようにしなければならない。

片持ぱり式の型わくでは、タイロッドを用いないのが原則であるが、シーボルトの締め付けが不十分となった場合にはタイロッドを用いて補強しなければならない。

(2)について 締付け材として鉄線を用いると、鉄線の伸びによっておこる型わくの狂いはさけられないので、原則としてこれを用いてはならないのである。

56条 塗 布

せき板内面に塗布する材料は、汚色を残さない鉛油、または責任技術者の承認をえたものでなければならない。

【解説】 無筋 59条 解説 参照。

57条 型わくの取りはずし

- (1) コンクリートを打ってから型わくを取りはずすまでの期間はセメントの種類、配合、コンクリートの温度、気温、天候および風通し、等を考えて慎重にこれを定めなければならない。
- (2) 型わくは、コンクリートがその自重および施工中に加わる荷重をうけるのに必要な強度に達するまで、これを取りはずしてはならない。
- (3) 型わくの取りはずしは、構造物に害を与えないように、できるだけ静かにこれを行わなければならない。
- (4) 型わく取りはずしの時期および順序については、責任技術者の承認をえなければならない。

【解説】 (1), (2), (3), (4)について 無筋 61条 解説 参照。

型わくを取りはずしてよい時期の大体の標準は、鉛直に近い面においてはコンクリートの圧縮強度が 35 kg/cm^2 に、監査廊、その他ダム内部のアーチ等の開口部においては 100 kg/cm^2 に、それぞれ達したときである。

型わくを取りはずすときのコンクリートの温度が、外気温よりも相当程度高い場合に、型わくを取りはずすとコンクリートが急に冷やされてその表面にひびわれができるおそれがあるから、コンクリート表面をおおって、コンクリートが徐々に冷やされるようにしなければならない。

58条 型わく取りはずし後の処理

- (1) コンクリート表面に生じた豆板、ボルトの穴、型わく取りはずしのさい生じた損傷、不陸、等は、型わく取りはずし後にこれを適当な方法で処理しなければならない。
- (2) ボルト、棒鋼、パイプ、等は、コンクリートの表面から 2.5 cm 以内にこれを残してはならない。

【解説】 (1), (2)について コンクリート表面にできた豆板、その他締固めの不良の部分は、型わく取はずし後直ちにこれを取除き、清掃し、十分に湿润にしたのち硬練りモルタルでつめなければならない。型わくパネルの組立てに用いたボルト、棒鋼、パイプ、等がコンクリート表面に残っている場合は、表面から 2.5 cm 以上の深さでこれを切り、そのときできたコンクリート面の穴およびシーボルトの穴にたいしても上記と同様の処理をしなければならない。従って、タイロッド、ストラット、アンカーボルト、等も、あらかじめ表面の部分に残らない構造にするのが便利である。不陸の処理については、11章 59条を参照して行うのがよい。

11章 表面仕上げ

59条 表面仕上げ

- (1) せき板に接して露出面となるコンクリートは、せき板に接して完全なモルタルの表面がえられるように、適当な打込みおよび締固めをしなければならない。
- (2) コンクリートの上面は、しみ出た水を取除いて、木ごてでこれを平らに仕上げなければならない。ただし、こて仕上げは過度にならないように注意しなければならない。
- (3) ダムの越流部のコンクリートの表面仕上げは、すりへりに耐えるよう、特に入念に行わなければならない。
- (4) コンクリートの表面にできたでっぱり、すじ、等は、これを除いて平らにし、空げきまたは欠けた箇所は、その不完全な部分を取り除いて水でぬらしたのち、適当な配合のコンクリートまたはモルタリを詰めて平らに仕上げなければならない。

【解説】 (1)について ダムのコンクリートの表面は、通常特殊の仕上げを行わないから、露出面となるコンクリートの表面は、粗骨材や、細骨材が表われない完全なモルタル

の表面でなければならぬ。これは美観上必要であるばかりでなく、表面の水密性 および 耐久性を大きくする上からも大切である。このためには、せき板の表面が平らであること、せき板の縫目が水密であること、等はもちろん、打込み および 締固めに十分注意しなければならない。なお、ダム越流部を除いた表面全部にわたり各リフトの水平の境界線に小さなV字形の目地を設けるのがよい。この目地の見通しは正しい直線で、その大きさは一定であり、かつ、型わく取りはずしにあたりV字形目地の隅角を害しないように注意しなければならない。

(2)について コンクリートの上面にはブリージングがおこりやすい。この余分の水は表面にレイタス、細かいひびわれ、等ができる原因となるから、こて仕上げを行うまえに取り去らなければならない。また過度にこて仕上げを行えば材料の分離により、表面にセメントペーストが集まって収縮、ひびわれ、またはレイタスのできるおそれがあるから注意しなければならない。

(3)について ダムの越流部のコンクリートは、キャビテーション、砂利、砂などによるすりへりにより損傷をうけるおそれがあるから、特に入念な表面仕上げを行い、型わくに接しない面の仕上げは、かなこてを用いて入念に行う必要がある。表面の不陸はつぎのような限度内におさめるのがよい。型わくに接する面の局部不陸は、1.5mの定規で測り、流れに平行な方向の場合8mm、流れに平行でない場合3mm、全面的な不陸は6mm。また、型わくに接しないすべての面にたいして3mmの定規ではかったとき6mm。

不陸を限度内におさめるためには、表面の小さい突起はグラインダー等を用いて研磨し、所定の限度内に仕上げなければならない。

12章 寒中コンクリート

60条 総則

(1) 現場の平均日気温が4°C以下になるおそれのあるときは、コンクリートの製造および養生につき、適当な処置をとらなければならない。

(2) 塩化カルシウムの使用については、責任技術者の承認をえなければならない。

【解説】(1)について 現場の平均日気温が4°C以下になるような気象条件のもとでは、夜間あるいは早朝等において、コンクリートの表面が凍結するおそれがあるので、コンクリートの製造および養生につき適当な処置をとらなければならないのである。

一般に気温4°Cまでは常温の施工方法でよく、4°C~0°Cでは簡単な注意と保温によって施工できる。0°C~-3°Cの気温では、相当程度の保温が必要であると同時に必要に応じ、水だけか、または水および骨材を熱する必要がある。コンクリートは約-3°Cで凍結する。したがって-3°C以下では、水および骨材を熱してコンクリートの温度を高めるだけでなく、必要に応じ適当な保温、給熱によって打ったコンクリートを相当な温度に保たなければならない。

ダムコンクリート

ならない。適當な保温、給熱の方法は現場の状況によってことなるから、責任技術者の指示に従わなければならない。

(2)について ダムのコンクリートの早期の強度を増進させるために塩化カルシウムを用いた例としては、米国の Hungry Horse dam, Grand Coulee dam, 等がある。一般に塩化カルシウムの使用量は、セメント使用量の2%（重量）をこえてはならない。ダムのコンクリートは一般に体積が大きく、またこのため硬化熱の放散が少ないのでコンクリートの内部の温度が63条の養生温度以下となることはまれである。したがって型わくに接しない内部コンクリートに塩化カルシウムを用いる必要はない。

塩化カルシウムを用いる場合でもコンクリートをつくるときの温度および養生の温度は、62条および63条の規定によるものとし、養生期間については、63条の解説のように短縮することができる。

61条 材料

(1) 凍結しているか、または氷雪の混入している骨材は、そのままこれを用いてはならない。

(2) 水および骨材を熱する装置、方法、温度、等については、責任技術者の承認をえなければならない。

(3) セメントは、どんな場合でも直接これを熱してはならない。

【解説】無筋70条解説参照。

62条 練り混ぜおよびコンクリート打ち

(1) コンクリートの練り混ぜ、運搬および打込みは、熱量の損失をなるべく少なくするように、これを行わなければならない。

(2) 熱した材料をミキサに投入する順序は、セメントが急結を起こさないように、これを定めなければならない。

(3) 型わく、施工面および埋設物、等に氷雪がついている場合、および施工面が凍結している場合には、これらを適当な方法でとかしたのちに、コンクリートを打ち込まなければならない。

(4) 打ち込むコンクリートの温度は、5°C以上でなければならない。

【解説】(1)について ダムのコンクリートは、それが練り混ぜられ、運搬され、また打ち込まれるときに大きい体積で行われるので、その間にコンクリートの温度が急速に冷却することはないが、それでもできるだけ熱量の損失を少なくし、所定の温度で打ち込まれるようにコンクリートの取扱い回数を少なくしたり、打込みのとき寒風に直接さらされたりしないように注意する必要がある。

(2)について 無筋71条(2)解説参照。

(3)について 型わく、施工面、埋設物、等に氷雪がついている場合、および打継目

の旧コンクリート等の施工面が凍結している場合には、湯、または蒸気を用いてこれをといたしたのちでなければコンクリートを打ち込んではならない。旧コンクリート面が凍結している場合にはカンバスでおおってその中に蒸気を送ってこれをとかすのが最も簡便でよい方法である。

(4)について 打ち込むコンクリートの温度が5°C以下であると、気温が急に低下したとき、コンクリートの表面が凍結するおそれがあるのでこのように定めたのである。打ち込むコンクリートの温度は10°C位が適当である。ダムのコンクリートは、コンクリートが凍結するおそれのない範囲内で、できるだけ低い温度でこれを打つのがよく、必要以上に高くしないことが大切である。

63条 養 生

(1) コンクリートは、打込み後、凍結しないよう十分に保護し、特に風を防がなければならない。

(2) コンクリート打込み後、少なくとも7日間は5°C以上の温度に保ち、さらに次の3日間はコンクリートが凍結しないように保護しなければならない。

(3) コンクリートの養生温度を保つため、これを熱するときは、コンクリートが乾燥しないように注意しなければならない。また、コンクリートを過度に熱したり、部分的に熱してはならない。

【解説】(1), (2)について コンクリートの打込み後ただちにコンクリートの温度を5°C以上に保つように保護しなければならない。ダムのコンクリートは一般に体積が大きいから、コンクリートの内部が5°C以下になることは少ないのである。しかし、表面だけは凍結しやすいから、表面を保護して凍結を防ぐ必要がある。一般にコンクリートの表面を適度に保護をし、熱の放散を防いでコンクリートの硬化熱を利用すれば、コンクリート表面の温度を5°C以上に保つことができる。

例えば気温が-6°C~-7°Cのとき10°Cのコンクリートを打ち込み、打込み後ただちにその上面を防水シートでおおえばこの規定の温度で養生することができるといわれているが、現場の状況を考慮して適当な保護を行うのがよい。冷たい風がコンクリート表面にあたると、気温があまり低くなくても表面はただちに凍るから、どんな場合でも寒風だけは防がなければならない。また、同様に型わくの外側にシートあるいはむしろ等をかけて型わくの外面が直接寒風にふれないようにするのがよい。

この条(2)に示す養生期間は、普通ポルトランドセメントあるいは中磨歯ポルトランドセメントを用い、塩化カルシウムを用いないAEコンクリートの場合であって、AEコンクリートでない場合にはこの養生期間を2倍程度延長しなければならない。また、塩化カルシウムを用いたAEコンクリートの場合にはこの規定の期間7日間を3日間に短縮してもよい。

日平均気温が3日間連続して4°C以上であるときは、この規定の温度の養生を行う必要は

ないが、打込み後少なくとも48時間はコンクリートが凍結しないように注意しなければならない。

(3)について 一般にマスコンクリートにおいては、熱の放散を防げば(1)の規定の養生を行うのにコンクリートに給熱する必要はほとんどない。しかし、気温が特に低いときは給熱してコンクリートの温度を5°C以上に保たなければならぬ。このためには、コンクリート上面をカンバスでおおい、その中に蒸気を通すのがよい方法である。給熱のきい、乾燥しないようにコンクリートに十分に水分を与えることが大切である。

材令の若い時期において、高い温度で養生したコンクリートは低温で養生したコンクリートより品質がいちじるしくおとるものであるから、必要以上に養生温度を高くしないように特に注意しなければならない。

64条 型わくの取りはずしおよびおおいの除去

コンクリートを所定の期間養生したのち、型わくあるいはおおいを除去するときは、コンクリートの表面が急に冷えて、ひびわれがでないように注意しなければならない。

【解説】寒中においては、型わくは鋼製のものを除きコンクリートを保護するのに有効であるから、なるべく長期間型わくをそのまま存置しておくのがよい。

型わく、またはおおいを除去するとき、コンクリートを急に低い温度にさらすと表面にひびわれができるおそれがあるから、コンクリートの表面が徐々に冷えるようにしなければならない。この場合の温度降下の割合は24時間に10°C以下となるように注意しなければならない。

65条 凍害をうけたコンクリート

凍結によって害をうけたコンクリートは、これを除かなければならない。

【解説】無筋73条解説参照。

13章 暑中コンクリート

66条 総則

コンクリートの打込み温度が25°C以上になるおそれのあるときは、コンクリートの材料および施工について適当な処置をとらなければならない。

【解説】暑中にコンクリートを施工すると、セメントが急結したり、水が過早に蒸発したりするために、コンクリートのウォーカビリチーが悪くなったり、乾燥によってコンクリートの表面にひびわれがでたり、コンクリートの温度が高くなり冷却したときにコンクリートの収縮が非常に大きくなったり、いろいろの困難がおこる。

したがって暑中にコンクリートを打つときには、コンクリートの温度を低くするように骨材の貯蔵、練り混ぜ、養生、等に十分な注意と処置が必要である。

67条 材 料

- (1) 長時間炎熱にさらされた骨材は、これを冷やしてから用いなければならぬ。冷やす方法については責任技術者の指示をうけなければならない。
- (2) 水はできるだけ低温度のものを用いなければならない。

【解説】(1), (2)について長時間炎天にさらされた骨材を、そのまま用いるとコンクリートの温度が高くなつてコンクリートのウォーカビリチーが悪くなるばかりでなく、コンクリートが冷却したとき、その温度差が大きくなつて、ひびわれの原因となる。暑中の気温が30°C以上にも達する場合、炎天にさらされた粗骨材をそのまま用いると、でき上がつたコンクリートの温度が40°C以上にもなり、コンクリートが急結することがある。だから骨材は日光の直射をさけるために、おおいをし、炎天に直接さらされないように貯蔵しなければならない。暑中においては、打ち込むときのコンクリートの温度を低くすることが特に望ましい。このため骨材の温度が高いときは、骨材を冷却して用いなければならないのである。粗骨材を冷やすには、使用前に冷水をかけて圧縮空気を吹きつけるか、またはその他責任技術者の指示する適当な方法をとる必要がある。

練り混ぜに用いる水を冷却することは、コンクリートの温度を低くするのに有効な方法である。

68条 コンクリート打ち

- (1) 打込みのときのコンクリートの温度は、なるべくこれを低くしなければならない。
- (2) コンクリート打ちは、夜間にこれを行うのがよい。
- (3) 人工冷却を行わない場合には、打上がり速度は、44条(4)に規定する速度よりもなるべくこれをおそくしなければならない。
- (4) コンクリートは、その打込み中およびその直後、日光の直射をさける設備をするか、または霧を吹きつけて、湿じゅん状態に保たなければならない。

【解説】(1), (2), (3), (4)について日光の直射をさけ、コンクリート温度の上昇を少なくするためにには夜間作業が有利であるから、十分な照明のもとに夜間作業を行うのがよいのである。照明は一般に30ルックス程度以上が望ましい。

暑中は打ち込むコンクリートの温度が高くなり、硬化熱による上昇温度も大きくなりやすいものである。低温の季節と同様なコンクリートの打上がり速度で打ち上がって行くと、熱の放散が小さくなつてコンクリート内部に熱が蓄積される結果となり冷却したときの温度差が大きくなるから、暑中においては、リフトの上面からの熱の放散を十分にして、コンク

ダムコンクリート

リートが適当に冷却してから打ち継ぐ必要がある。すなわち、打上がり速度を相当におそくする必要があるわけである。適当な熱の放散日数は現場の状況によってことなることであるから、打上がり速度は責任技術者の指示にしたがわなければならないのである。

暑中におけるダムのコンクリートの打込みは、相當にやっかいなものである。日光の直射、乾燥、等にたいしては特に注意する必要がある。打ち込んだコンクリートが日光の直射をうけると、乾燥してひびわれのできるおそれがあり、また、コンクリートの温度も高くなるから日光の直射や乾燥をさける手段をとらなければならないのである。打ったばかりのコンクリート表面を保護するには適当な防水布の類をかぶせればよい。

14章 コンクリートの冷却

69条 総 則

コンクリートはひびわれの防止または縫目グラウチングのために、必要に応じてこれを人工冷却するものとする。

【解説】人工冷却の主な目的は、コンクリートの温度上昇を抑制し、ひびわれを防止することである。ダムのコンクリートを人工冷却するか否かは、ダムの規模、ダム地点の温度条件(気温、水温)、打込み温度、セメントおよびコンクリートの性質、打上がり速度、縫目間隔、等を考えて決定すべきものである。また、縫目グラウチングを行う場合には、あらかじめ、その縫目を所要の大きさに開口させておく必要がある。したがって、一般にパイプクーリングによる人工冷却を行なつて、ダムをその最終安定温度に近い所要温度に下げコンクリートを収縮させるのである。

パイプクーリングは、一般に練り混ぜに用いる水、粗骨材、等の一部または全部をあらかじめ冷却し、打込みコンクリートの温度を低下させるもので、練り混ぜに用いる水の一部を氷で置きかえることもある。

パイプクーリングは新しいコンクリートを打ち込むまえに、外径25mm程度のパイプを水平に配置し、その中に自然河水または人工冷却水を通し、コンクリートの硬化熱を取り去り、温度を低下させるものである。

人工冷却するにあたって、パイプクーリングによるか、プレクーリングによるか、あるいは両者を併用するかは、その工事の特種な事情を総合検討して決定しなければならない。

70条 プレクーリング

- (1) プレクーリングは、冷やした水、冷やした粗骨材、氷、等を用いてこれを行なうものとする。
- (2) 各材料の冷却は、練り上がりコンクリートの温度に、いちじるしい変化を起こさないようにしなければならない。

(3) 練り混ぜに用いる水の一部として氷を用いる場合には、その氷はコンクリートの練り混ぜが終るまでに、完全にとけていなければならない。

【解説】(1), (2), (3)について プレクーリングによって何度のコンクリートをつくるかは、気温、打上がり速度、コンクリートの熱的性質、セメントの種類、単位セメント量、経済事情、等によってことなるが、温度 $4^{\circ}\text{C} \sim 10^{\circ}\text{C}$ が一般に適当であるとされている。盛夏においては、コンクリートの練り上がり温度を外気温度よりも $10^{\circ}\text{C} \sim 15^{\circ}\text{C}$ 低くしている例が多い。

プレクーリングには、気温に応じて、冷水を用いる場合、冷水と氷とを用いる場合、冷水、氷、および冷却した粗骨材を用いる場合、等がある。セメントおよび細骨材の冷却は効率がよくないので、普通には用いられない。プレクーリングにあたっては、練り上がりコンクリートの温度がいちじるしい変化をおこさないように各材料の冷却を行わなければならない。とくに粗骨材の冷却において、ビンの中の貯蔵骨材量が少ないと、冷たい空気は抵抗の少ない部分、たとえば円錐状の底をもった貯蔵ビンでは、まわりの壁に近い部分を通じ、中央部の骨材は、十分に冷却されないおそれがある。そして骨材を取り出すとき、この十分冷却されない中央部の骨材が、周辺のものより先に抜け出ようとする傾向がある。従って常に一定量以上の骨材をビンの中に確保し、滞溜時間を長くするとともに、冷たい空気が一様にまわるようにして、粗骨材の温度が不均一にならないようにしなければならない。

練り混ぜに用いる水の一部として氷を用いる場合には、ミキサ内で氷が完全に融解しないと、練り上がったコンクリートの中に氷が混入し、品質の悪いコンクリートができるおそれがあるので、氷の量は、練り混ぜに用いる水量、および練り混ぜ時間を考慮してきめるとともに、氷の形状についても塊状のものを使用しないことが必要である。氷として一般にはチューブアイスあるいはフレークアイスが用いられている。

71条 パイプクーリング

(1) 冷却管はコンクリートの打込みおよび締固めをするとき、移動、変形、等のないように、これを設置しなければならない。

冷却管はコンクリートを打ち込むまえに圧力ある水、または空気を通してこれを検査し、もれのないようにしなければならない。

(2) 通水は、コンクリート打込み開始後、直ちにこれを始め、普通 $2 \sim 3$ 週間これを続け、コンクリートが所要の温度になるようにしなければならない。

(3) 継目グラウチングのために行うパイプクーリングは、この条(2)の作業を終ってから、4週間以上たったのち、4~6週間通水して、コンクリートが所定の温度になるようにしなければならない。

(4) パイプクーリングを行うとき、冷却管周囲のコンクリートに、急激な温度変化のおこらないようにしなければならない。

【解説】(1)について 冷却管は水平打継目の処理後、設計図に従って水平方向に配管するのが通例であるが、このさい、冷却管は打込み、締固めにさいして移動したり変形したりすることのないようにしなければならない。また冷却管の破損部、接続部、等からの漏水のために、その付近のコンクリートの品質が悪くなないように、配管後、圧力ある水または空気を通して検査しもれのないようにしなければならない。打込み、締固めのさいに冷却管を破損しないように特に注意しなければならない。

(2)について コンクリート打込み開始後直ちに行うパイプクーリングは、コンクリートの温度上昇を小さくしてコンクリートのひびわれを防ぐために行うものである。パイプクーリングは、一般に冷却パイプの上にコンクリートを打ち込むと同時にこれを開始し、冷却計画によって定められた期間、できる限り中絶することなく通水する必要がある。この通水期間は、一般に $2 \sim 3$ 週間程度である。

(3)について 継目グラウチングのために行うパイプクーリングの通水の時期および期間は、パイプの間隔、通水量、通水温度、一連のコイルの長さ等とともに、コンクリートの熱的性質と温度状態、ダムの工程、継目グラウチングの時期、冷却作業の経済性、等を総合検討して、ダム工事ごとに定めるべきものである。一般に、冷却計画および継目グラウト計画によって定めた冷却ゾーンのいくつかのリフトのコンクリートにたいして、ほぼ同時に通水を開始し、継目グラウチングに必要な温度に達するまで、通水を続けるのである。

(4)について 冷却管に通す水の温度が低く過ぎると、冷却管周囲のコンクリートは急激な温度変化をうけ、ひびわれ発生の原因となるので、周囲のコンクリート温度と通水温度との差は約 20°C をこえてはならない。このためには、コンクリート中の温度を測定しておく必要がある。

15章 継目グラウチング

72条 総則

設計上、一体としてはたらく必要のある箇所に収縮継目を設ける場合には、継目グラウチングを実施するのを原則とする。

継目グラウチングは、人工冷却その他によってコンクリートを所要の温度に冷却したのち実施するものとする。

【解説】 グラウチングを必要とする収縮継目は、ダムのコンクリートの温度が最終安定温度に近い温度に落ちついで、グラウチングができるのに必要な開きができたときに完全にグラウトを注入して、ダムを一体的にしなければならないのである。継目の開きがあまり小さいと、グラウト注入作業が困難となるので、グラウト注入に必要な継目の開きは最小 0.5 mm 程度とされている。

収縮継目のグラウチングにおいては、たくさんのバルブを開閉しなければならないが、そ

の順序操作を誤らずに 適当な圧力でグラウトを注入するのには、非常な経験と熟練とを必要とするものである。

ダムのコンクリートを冷却させて 所要の温度にするということは、ダムの上流側の部分はなるべく 4°C に近い温度に、下流側の部分は その地方の年平均温度に近い温度（すなわち最終安定温度）に、また、これらの間の部分は 両者の間の温度変化を直線的であると仮定した温度に することである。

73条 準備 および 実施

(1) グラウチングのために必要なグラウト止め、配管系統、等は、設計によって定められた位置に 正しく これを設置しなければならない。

グラウト止めは、特に水の もれないように、また、グラウチングを行うまえに これを破損しないように 注意しなければならない。

配管系統は、グラウチングを行うまえに これを詰らせたり 破損したりしてはならない。

(2) グラウチングを行うときは、その準備作業として、継目の開きをしらべ、全配管系統 および 継目に、注入圧力と ほぼ同じ圧力のある水 または 空気を通して、清掃および 試験を行い、配管系統、グラウト止め、継目、等からの もれ の有無を調べなければならない。もれ のある場合には、適当な処置を とらなければならない。

継目は、試験 および 清掃を完了したのち、グラウチングを行う直前まで その間げきに水を満たして おかなければならない。

(3) グラウチングを実施しようとする継目に隣接する収縮継目には、水を満たして おかなければならぬ。

(4) グラウトに用いるセメントは、一般に、粉末度の高いものを原則とする。また、凝結の あまり速いもので あってはならない。

(5) グラウチングは、責任技術者の指示に従って これを行わなければならぬ。

(6) グラウチングのための設備 および ダムの上下流面、通廊、たて坑、等に付着したグラウトによる よごれは、グラウチング終了後 ただちに清掃しなければならない。

【解説】 (1) について 継目グラウチングのために必要なグラウト止めは、特に水の もれないように 注意しなければならない。また コンクリートの打込み作業中に これを破損すれば、グラウトもれ をおこす原因となるから、グラウチングを行うまえに、これを破損しないように 十分注意しなければならない。

堤体内に埋設するヘッダ、ライザ、ペンド、コンシット ボックス等の配管系統は コンクリートの打込み作業中に じやま になるため破損しやすく、また つまりやすいので このようなことのないように 十分注意しなければならない。

(2) について 継目グラウチングは、一般に、やりなおしができないから 慎重に準備する必要がある。よって注入作業を実施するまえに、圧力ある水 または 空気を通して試験を

ダムコンクリート

行い、もれ のないことを確認して おかねばならないのである。もれ のある場合には責任技術者の指示に従って、その もれ を止めなければならない。もれ を止めるにはペースト、糸鉛、まきはだ等をつめこむ方法、木の くさび をたたき込む方法、等がある。試験のさいに見つからなくて、グラウト作業中に注入圧力を維持できないような もれ のある場合も、上記の方法に準じてその もれ を止めなければならない。

継目の水洗いは、ペントヘッダからでてくる水が 十分きれいなものになるまで 送水を続けるのが普通である。継目の間げきに 水を通したり、満たしたりするのは、継目面の清掃 および もれ の箇所をはっきりさせるばかりでなく、面をぬらすことにより、グラウトが なめらかに注入できるよう するためである。実例によると 水を満たしておく時間は、グラウト注入作業直前の 6 ~ 8 時間程度が よいとされている。

(3) について 注入している面に隣接する収縮継目に水を満たすのは、グラウトの注入圧力と つり合いを保たせ、過剰な たわみ が ブロックにおこることを防ぐとともに、この隣接する収縮継目の面の配管系統が グラウトもれ によって つまる ことを防止する ためである。

この水は注入後 6 時間程度の としておくのがよい。

(4) について グラウトに用いるセメントは 一般に、その粒の細かいほど 継目の小間げき に入り込みやすくなるので、粉末度が高いことが大切で、 0.088 mm ふるい を全部通り、 0.044 mm ふるいを 98 % 以上通るもののがよい。また 継目がグラウトで填充されるまえに配管系統を詰らせることのない程度に、凍結の遅いものがよいのであって、一般には中庸熱ポルトランドセメントまたは 普通ポルトランドセメントが用いられている。

(5) について 継目グラウチングは、特に、熟練した技術と経験とを必要とするものであって、注入の順序 および 方法については、ダム工事ごとに、十分技術的検討をした上で決定しなければ ならないのである。

注入圧力は、グラウト リフトの高さ、その周囲の状態 および 収縮継目の開き、等を考慮して決定するものであって、圧力が高いほど 継目間に形成するグラウト膜は密実となるが、圧力が あまり大きすぎると、ブロックに好ましくない応力をおこさせたり、また ブロックを動かしたりする おそれがあるから 十分注意しなければならない。一般に、注入圧力は、 15 m のグラウト リフトの頂部において 3.5 kg/cm^2 程度である。

グラウトの水セメントの容積比は 初め 2:1 程度にし、つぎに 1:1 程度にし、継目面積の 75% 程度にグラウトが行きわたったときに、0.8:1 程度にするのが通例である。

16章 プラグのコンクリート

74条 総 則

仮排水路、その他工事の便宜上設けた堤体内の一時的開口は、すべて これを 適当な時期にコンクリートで完全に つめなければならぬ。

【解説】ダムの工事においては、堤体内に仮排水路を設けて工事中の一時的水路とする場合があるが、湛水を開始するには単にこれを締め切るばかりでなく、その中を全部コンクリートでつめなければならない。なお仮排水路のコンクリート打込み用斜坑のような堤体内に設けた一時的開口も、すべてコンクリートで十分につめなくてはならない。

つめ込みはなるべく湛水前に行うのがよいが、やむをえず湛水後コンクリートをつめ込まなければならぬときは、湛水直後速かに行わなければならぬ。

75条 コンクリートの打込み

(1) プラグのコンクリートを打ち込む方法については、責任技術者の承認を得なければならない。

(2) プラグのコンクリートは所要の品質をもち、かつ作業に適するウォーカビリチーをもつものでなければならない。

(3) コンクリートを打ち込むとき、締切りからの漏水がある場合には、適當な方法でこれを処置しなければならない。

(4) コンクリートの温度があまり高くならないように、適當な処置をとらなければならぬ。

【解説】(1)について プラグのコンクリートのつめ込みが不十分であると漏水の原因となるから、その打込みには十分確実な方法をとらなければならない。

水平あるいは水平に近い開口の場合は特にコンクリートの打込みが困難である。打込みの方法には斜坑を用いる方法、コンクリートポンプを用いる方法、プレパックドコンクリートによる方法、等があるから、これらのどれを用いるかについては責任技術者の承認を得ることにしたのである。

(2)について プラグのコンクリートは、ダムのコンクリートとして所要の品質を持たなければならないのは、もちろんあるが、コンクリートの打込みの方法に斜坑やコンクリートポンプ等を用いることがあるので、コンクリートのウォーカビリチー、粗骨材の最大寸法、等は前記の施工方法に適したものとしなければならないのである。

(3)について 堤体内仮排水路の締切りは、通常ダム上流面に設けた角落し、ゲート、等によるのであるが、締切りが完全でないと普通多少の漏水がある。この場合には漏水をパイプで下流に導き、コンクリートのつめ込みに支障のないようにしなければならない。

(4)について プラグのコンクリートは、コンクリートの温度上昇を小さくし、ひびわれのないようにする点からは、ゆっくりこれを打ち込むのが望ましいが、一般にはできるだけ速かにコンクリートをつめ込む必要がある場合が多い。しかし、長大なプラグのコンクリートを一度に打ち込むと、水和熱の放散が少なく、温度の上昇が大きく、このためコンクリートが冷えたときにひびわれができるおそれがあるので、人工冷却によって温度調節を行なってコンクリートを冷却させる必要がある。

短時間にコンクリートを冷却させるためには、パイプクーリングによるのが最も適當で

ある。

プラグのコンクリートは沈下による収縮と冷却による収縮のため、周囲に間げきができるものであって漏水の原因となるおそれがあるから、その間げきは十分にグラウチングを行なわなければならないのである。

76条 グラウチング

堤体内仮排水路、その他の開口のプラグのコンクリートが十分冷却してから、周囲のコンクリートとプラグのコンクリートとの間げきにグラウチングを行なわなければならない。

【解説】堤体内仮排水路では、75条(4)の解説に記したように、プラグのコンクリートと周囲のダムのコンクリートとの間にできる間げきは、漏水の原因となるおそれがあるからコンクリートが冷却し、その間げきができたときにグラウチングを行なわなければならないのである。このためにはあらかじめダムのコンクリートとプラグコンクリートとの接触面に継目グラウチングの場合に準じた配管をしておくのがよい。

それは断面が大きくて水圧の小さな場合にはグラウチングを行なわなくてはいけないが、この場合には必ずプラグコンクリートの打込みまえに、プラグのコンクリートに接するダムのコンクリート面を、48条および49条に従って処理しなければならない。

17章 品質管理

77条 総則

工事中、コンクリートの均等性を高めるため、またコンクリートの品質が定められた管理限界内にあるようにするため、コンクリートの品質管理をしなければならない。

【解説】コンクリートの品質が大きく変動すると、ダムの重要な部分に悪いコンクリートが打ち込まれて、ダムの安全を害するおそれがあり、またダムの設計条件から定まる所要の強度より相当大きな平均強度をもつコンクリートを打ち込まなければならないから不経済となる。従ってつねに均等質の材料を用い、材料の計量を正確にし、十分な練り混ぜを行い、材料の分離を少なくするように運搬、打込み、締固めを行い、かつ適當な養生をしなければならない。このためには、これらの作業が適當に行われているかどうかを調べ、均等質でないコンクリートができた場合には、その原因をたしかめて作業の改良を行い、均等質のコンクリートがえられるように、作業全般にわたってつねに管理を行わなければならないのである。

現在のところ、コンクリートの品質を数量的に表わす手段としてコンクリートの圧縮強

度が使用されている。これは管理の手段として比較的簡単であるばかりでなく、コンクリートの圧縮強度がダムのコンクリートの強度とともに耐久性その他の性質をもあらわすと考えられるからである。コンクリートの圧縮強度の変動の状態は、供給される材料、機械設備、現場技術者の能力、等によって定まるものであって、その許容値は、その現場と条件がている現場でえられた過去の資料から経済的事情をもあわせ考えて責任技術者が決定すべきものである。

最近のわが国のダム工事においては、材令91日における圧縮強度の変動係数は、管理の十分に行なわれている場合には15%内外である。しかし管理が十分に行なわれない場合には、20%をこえるものも少なくない。

工事の初期において、変動係数を適切に予想することが困難な場合には、安全のために、十分大きな割り増し係数によって配合を設計し、そのコンクリートを用いて工事を始め、実際の変動係数が明らかとなるに従って、それに応ずるように配合を改めるのが適当である。

78条 材料の管理

コンクリート材料は、常に試験を行って、その品質の変動を知り、これを定められた範囲内にあるように管理しなければならない。

【解説】材料によるコンクリートの品質の変動の主な原因と考えられるものに、次の3つがある。

- (1) セメントおよびポゾランの品質の変動
- (2) 骨材の表面水量の変動
- (3) 骨材の粒度の変動

セメントは同一工場でできた新しいものでも、その強度の変動係数が数%である場合がある。貯蔵期間が長い場合には、その変動はさらに大きくなるおそれがある。またポゾランの品質も相当変動する場合がある。従ってセメントおよびポゾランは常に試験を行って、その品質の変動の程度を知り、コンクリートの圧縮強度が所定の変動の範囲内におさまるように管理しなければならない。

管理のために行うセメントの試験は大規模な工事の場合、1000~2000トンごとに行ったり、またセメント貯蔵のサイロごとにこれを行ったりした例がある。貯蔵期間が長い場合には、使用前に再試験をする必要があるのはいうまでもない。

骨材の含水量特に細骨材の含水量は、変動する傾向が大きいから、含水量が常にはほぼ一定になるように管理するとともに、常にこれを試験して現場配合における計量水量を調整しなければならない。含水量の試験は、その変動する状況によってことなるが、1日5回程度以上行うのがよい。

骨材の粒度特に細骨材の粒度は、常に試験して変動の範囲を小さくするよう管理しなければならない。細骨材においては11条に示すように粗粒率が0.20以上変化しないように管理する必要があり、粗骨材においては23条に示すようにふるいわけし、また過小

粒、過大粒が多量にできないようにしなければならない。粒度の試験は、その変動する状況によってことなるが、1日1回以上行うのがよい。

その他の材料についても適時試験を行って、その品質について管理を行う必要がある。

79条 機器の管理

コンクリートの施工に使用される機器は、定期的に検査し、その性能の変化をたしかめ、これを調整しなければならない。

【解説】コンクリートの施工に使用される全般の機器について、一定の期間ごとに検査を行い、所定の性能を発揮するように調整を行なう必要がある。このため必要ある場合は、一定の期間ごとにコンクリートの打込み休止日を設けるのがよい。

とくにミキサ、計量器および振動機の調整は重要で、ミキサについては35条に示すように責任技術者の承認した練り混ぜ性能を保つように、計量器については33条に示す計量の許容誤差以内におさまるように、振動機については46条に示す性能を保つように、これらを管理しなければならない。

80条 コンクリートの現場試験

現場では責任技術者の指示に従って少なくとも、次のコンクリートの試験をしなければならない。

- (1) スランプ試験
- (2) 空気量試験
- (3) 圧縮強度試験

【解説】無筋98条解説参照。

なお、ダムの設計に用いる強度は材令91日におけるものを標準とする。ただし、材令91日の強度と材令28日の強度との関係がわかっている場合には、材令28日における試験結果から材令91日の強度を推定してもよい。

81条 圧縮強度の許容限界

責任技術者の指示に従い、コンクリートの圧縮強度試験をする場合、各配合につき同じバッチからつくった供試体1~2個の材令91日における圧縮強度試験値あるいはその平均値は、つぎの条件を満足しなければならない。

上記の値は設計の基準とした材令91日における圧縮強度 σ_{91} の80%を、また引き続きとったどの5回の試験値の平均値も上記の σ_{91} を少なくとも、20回に1回以上の確率で下ってはならない。

品質管理のためには、責任技術者の指示に従って材令28日の圧縮強度試験によてもよい。

【解説】無筋 99条 解説 参照。

圧縮強度試験は、ダムのコンクリートの強度が常に所定の変動限界内にあるかどうかをたしかめるために行うものである。このためには打上がったコンクリートについて圧縮強度試験を行うのが最もよい。しかし、実際には打上がったコンクリートについて試験をするのは困難をともなうことが多いので、コンクリートの運搬、締固めが十分管理されていると認められるときには、ミキサあるいはバケットから排出されたコンクリートについて品質を管理することが多いのである。このため 圧縮強度試験の方法については、責任技術者の指示に従わなければならない。

圧縮強度試験の供試体は、スランプおよび空気量の試験と同時につくるのがよい。同一のバッチから材令 28 日、91 日および必要に応じて他の材令において試験する供試体を各材令ごとに 1~2 個ずつとるのがよい。

工事の初期においては、供試体の作製、試験等による誤差が大きいのが普通であるから、同一バッチからとる同一材令の供試体の個数は 4 個程度として、その平均値を一試験値とし、工事が進み試験技術が上達したと思われたときは、誤差が小さくなつたことを試験によりたしかめたのち、同一材令の供試体の個数を 1~2 個程度まで少なくしてもよい。供試体は 1 回に数多くつくるよりも 1 回につくる個数は少なくして、その回数をます方が管理のためには効果が大きいから、試験設備、人員などの許す範囲内で試験回数を多くするのがよい。

変動係数を計算する場合には同一配合のコンクリートで少なくとも 30 個以上の試験値(同一バッチからとる同一材令の供試体が 2 個以上のときはその平均値)が必要であるが、現場の状況等により責任技術者の承認をえて、その試験値の数を変更してもよい。

ダムのコンクリートの強度は材令 91 日における強度を基準としているが、管理のために材令 28 日における強度を用いてもよい。これはコンクリートの品質の変動状態をなるべく早く知るためにある。このためには基準の σ_{91} と σ_{28} との関係をあらかじめ試験によって求めておかなければならぬ。

コンクリートの品質の変動限界の程度は、ダムにおける応力状態、コンクリートの強度と安全率、その他と関係があるので、これを合理的に定めることは非常に困難であるが、わが国の実情、外国の実例、等を考慮して適当と認めて、この条の規定を設けたのである。

コンクリートの試料の採取方法は JIS A 1115 (土木学会規準 29 章) によるものとする。

82条 報告

試験、検査の結果はすみやかに責任技術者に報告しなければならない。

【解説】無筋 101条 解説 参照。

18章 工事記録

83条 工事記録

責任技術者は工事中、作業の工程、施工状況、養生方法、天候、気温、実施した試験、等を記録しなければならない。

【解説】無筋 102条 解説 参照。